

2013
(平成25年)

7
JULY

年金機構業務

No.018

くらしん



○ 1.年金給付(相談)事務に関するお知らせ P.1



○ 2.金融機関の新設・合併・店舗名称変更等 P.72



○ 3.総務部からのお知らせ「掲示物(ポスター)の管理」.. P.92



《もくじ》

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ	1
○【品管指2013-60】【給付指2013-78】 「年金額改定通知書等の同封化（複数年金受給者対応）」の実施 及び年金振込通知書の送付時期等（指示・依頼）	2
【参考】 振込通知Q & A（日本年金機構HPより）	7
○【給付指2013-65】「受診状況等証明書」及び「受診状況等証明書が添付できない 申立書」の使用（指示・依頼）	13
○【給付情2013-49】国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に係る認定 事例（情報提供）	27
○【給付情2013-52】障害認定基準及び診断書等の日本年金機構ホームページ掲載 （情報提供）	43
○【給付情2013-59】【業管情2013-1】 ※成年後見人等の事務移管にかかる事前意見照会に対する回 答（情報提供）	46
【参考】 所得状況届（連名簿）等の処理スケジュール	71
2. 金融機関の新設・合併・店舗名称変更等について	72
○【給付情2013-41】金融機関の店舗名称変更等（情報提供） （平成25年6月14日支払から変更）	73
○【給付情2013-56】金融機関の店舗名称変更等（情報提供） （平成25年7月12日支払から変更）	81
○【給付指2013-79】届書の「預金種別」の確認徹底及び同一支払期分が4回目の 振込不能となった者への対応（指示・依頼）	85
3. 総務部からのお知らせ「掲示物（ポスター）の管理」	92
○ 掲示物管理台帳（平成25年6月19日現在）	93

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ

○【品管指2013-60】【給付指2013-78】

「年金額改定通知書等の同封化（複数年金受給者対応）」の実施
及び年金振込通知書の送付時期等（指示・依頼）・・・・・・・・・・ 2

※今後の年金額改定通知書等の同封化は、平成25年11月随時及び12月定期支払
を予定しています。4頁の対応予定をご覧ください。

【参考】

振込通知Q&A（日本年金機構HPより）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

※10月定期支払期から、介護保険料等の特別徴収額が変更となるため、変更のあ
った方に振込通知書を送付いたします。お客様からの支払額変更に伴うお問い
合わせ等にご活用下さい。なお、特別徴収の詳細については「つうしん平成24
年11月号」をご参照下さい。

○【給付指2013-65】「受診状況等証明書」及び「受診状況等証明書が添付できない申立書」
の使用（指示・依頼）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

○【給付情2013-49】国民年金・厚生年金保険障害認定基準
の一部改正に係る認定事例（情報提供）・・・・・・・・・・ 27

○【給付情2013-52】障害認定基準及び診断書等の
日本年金機構ホームページ掲載（情報提供）・・・・・・・・・・ 43

○【給付情2013-59】【業管情2013-1】※成年後見人等の事務移管にかかる
事前意見照会に対する回答（情報提供）・・・・・・・・・・ 46

【参考】

所得状況届（連名簿）等の処理スケジュール・・・・・・・・・・ 71

※現在、各事務センターで行っている20歳前障害や障害福祉年金から移行した障害基礎年金（及び、
老齢福祉年金、特別障害給付金）につきましては、前年所得額に基づき、一部又は全額を停止す
ることとされています。

この作業スケジュールを掲載しますので、お客様や市区町村役場からお問い合わせのあった際
にご参照ください。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

平成 25 年 5 月 28 日
品 管 指 2013-60
給 付 指 2013-78

**「年金額改定通知書等の同封化（複数年金受給者対応）」の実施
及び年金振込通知書の送付時期等（指示・依頼）**

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部
年金相談部、基幹システム開発部、業務管理部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨
複数の年金（老齢、障害、遺族等）を受給する者（以下「複数年金受給者」という。）に係る年金額改定通知書（以下「改定通知書」という。）等の同封化の実施及び年金振込通知書の送付時期等についてお知らせするものです。

ポイント（内容）

1. 年金額改定通知書等の同封化

(1) 背景・目的

- 年金額改定が行われた際には毎年6月に受給者宛てに改定通知書等を送付しています。このうち、複数の年金（老齢、障害、遺族）を受給する者については、制度ごとに改定通知書等が別々に送付されていることから、「同時期に通知書が別々に届いたが、内容がわかりにくい」、「郵送経費の削減を図るべきではないか」等の意見が寄せられています。
- このため、通知書等に関する意見募集を取りまとめた、平成23年8月18日【品管情2011-109】『「お客様向け文書等の廃止・統廃合」の対応状況』（情報提供）に基づき、今般、改定通知書等の同封化のシステム開発により郵送経費の節減やサービス改善を図ります。

(2) 実施概要

毎年6月に受給者宛てに送付している改定通知書等のうち、複数年金受給者に係る改定通知書及び年金振込通知書（以下「振込通知書」という。）（一体型の統合通知書も含む。）をハガキ形式から紙形式にすることにより同封化し、極力まとめて1通の封筒で送付します。

- ※ 一部、送付パターンにより2通となるケースがあります。
- ※ 単独の年金の場合は従来どおりハガキ形式で送付します。

(3) 対象者

複数年金受給者のうち、複数年金の送付先の登録が同一である者

※複数年金受給者数(約650万人)

(4) 対象通知書

①年金額改定通知書(複数年金受給者分)

②年金振込通知書(複数年金受給者分)

※ 統合通知書も含まれます

(5) 実施時期(別紙1参照)

年金額改定実施後の初回支払月・・・原則毎年5月随時及び6月定期

※平成25年度は5月随時は実施しません。

○平成25年度4月～9月の間は年金額改定が行われないことから、平成25年6月定期は改定通知書及び統合通知書が送付されません。

このため、平成25年6月定期は振込通知書の同封化のみ行います。

○特例水準の解消により平成25年10月から年金額改定が行われることから、平成25年11月随時及び12月定期に改定通知書が送付されます。

このため、平成25年11月随時及び12月定期は改定通知書及び振込通知書(統合通知書も含む。)の同封化を行います。

(6) 様式(別紙2参照)

・送付状、振込通知書

(7) 送付パターン(参考参照)

2. 年金振込通知書の送付時期等

平成25年6月送付の年金振込通知書については、上記1の同封化送付分と、従来どおりの単独送付分(ハガキ形式:レイアウトは別紙3)を区分して送付いたします。

○ 発送日

同封化送付分・・・平成25年6月6日

単独送付分・・・平成25年6月6日～8日で分散発送いたします。

※一部の年金振込通知書(旧船員保険年金分、単一の地方公務員共済年金分など)については、平成25年6月6日に発送いたします。

※地域ごとの具体的な件数等は確定次第、情報提供いたします。

審査担当フェック欄 ■

照会先

(1について)

本部品質管理部業務改善G

担当 藤代、竹村

連絡先(直通) [REDACTED]

(1及び2について)

本部年金給付部給付企画G

担当 西山、柴田

連絡先(直通) [REDACTED]

複数年金受給者に係る同封化対応予定

(別紙1)

○ 同封化対応予定

■平成25年度 (改定予定：特例水準の解消：10月)

通知	6月 (定期)	11月 (随時)	12月 (定期)
統合通知	非該当	非該当	○
改定通知	非該当	○	○
振込通知	○	○	○

■平成26年度 (改定予定：特例水準の解消：4月)

通知	5月 (随時)	6月 (定期)
統合通知	非該当	○
改定通知	○	○
振込通知	○	○

※ 平成26年度以降は5月(随時)も同封化システム対応。

■平成27年度 (改定予定：特例水準の解消：4月)

通知	5月 (随時)	6月 (定期)
統合通知	非該当	○
改定通知	○	○
振込通知	○	○

(参考) 改定通知書等の同封化 (複数年金受給者対応等) 送付パターン一覧

(注1) 封筒に複数通知が同封される場合、項番ごとに同封

(注2) 改定無しパターンは「項番18, 19, 24, 25, 30, 45」のパターン。

(注3) 改定通知+年金繰込通知のケース→統合通知

(注4) 年金繰込通知+年金支払通知 (初度通知) のケース→年金支払通知

(注5) 年金支払通知が送付される場合、

「年金決定通知書・支給額変更通知書」も同封されます。

※ (注4) 及び (注5) は平成24年6月定時より実施。【品管情2012-55】参照

(注6) ・送付形態その1 封筒① = 1通

・送付形態その2 ハガキ+封筒① = 2通

・送付形態その3 封筒①+封筒② = 2通

項番	送付先	送付内容				送付形態				送付数 (通)	改定無し (672-2)
		統合通知 ※(注3)	改定通知	年金繰込通知 ※(注4)	年金支払通知 (初度通知) ※(注4)	統合通知	改定通知	年金繰込通知	年金支払通知 ※(注5)		
1	A	○	○	○	○	封筒①	○	○	○	1	
	B	○	○	○	○	封筒①	○	○	○		
2	A	○	○	○	○	封筒①	○	○	○	1	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	○	○		
3	A	○	○	○	○	封筒①	○	○	○	1	
	B	○	○	○	○	○	○	封筒①	○		
4	A	○	○	○	○	ハガキ	○	○	○	2	
	B	○	○	○	○	○	○	○	封筒①		
5	A	○	○	○	○	封筒①	○	○	○	2	
	B	○	○	○	○	封筒①	○	○	封筒②		
6	A	○	○	○	○	封筒①	○	○	○	1	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	○		
7	A	○	○	○	○	封筒①	○	○	○	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	○	封筒②		
8	A	○	○	○	○	封筒①	○	○	○	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	封筒②		
9	A	○	○	○	○	ハガキ	○	○	○	2	
	B	○	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①		
10	A	○	○	○	○	○	封筒①	○	○	1	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	○	○		
11	A	○	○	○	○	○	封筒①	○	○	1	
	B	○	○	○	○	○	○	封筒①	○		
12	A	○	○	○	○	○	ハガキ	○	○	2	
	B	○	○	○	○	○	○	○	封筒①		
13	A	○	○	○	○	○	封筒①	○	○	2	
	B	○	○	○	○	封筒①	○	○	封筒②		
14	A	○	○	○	○	○	封筒①	○	○	1	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	○		
15	A	○	○	○	○	○	封筒①	○	○	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	○	封筒②		
16	A	○	○	○	○	○	封筒①	○	○	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	封筒②		
17	A	○	○	○	○	○	ハガキ	○	○	2	
	B	○	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①		
18	A	○	○	○	○	○	○	封筒①	○	1	●
	B	○	○	○	○	○	○	封筒①	○		
19	A	○	○	○	○	○	○	ハガキ	○	2	●
	B	○	○	○	○	○	○	○	封筒①		
20	A	○	○	○	○	○	○	封筒①	○	2	
	B	○	○	○	○	封筒①	○	○	封筒②		
21	A	○	○	○	○	○	○	封筒①	○	1	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	○		
22	A	○	○	○	○	○	○	封筒①	○	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	○	封筒②		
23	A	○	○	○	○	○	○	封筒①	○	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒②	封筒②		
24	A	○	○	○	○	○	○	ハガキ	○	2	●
	B	○	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①		
25	A	○	○	○	○	○	○	○	封筒①	1	●
	B	○	○	○	○	○	○	○	封筒①		

(参考) 改定通知書等の同封化 (複数年金受給者対応等) 送付パターン一覧

(注1) 封筒に複数通知が同封される場合、項番ごとに同封

(注5) 年金支払通知が送付される場合、

「年金決定通知書・支給額変更通知書」も同封されます。

(注2) 改定無しパターンは「項番18.19.24.25.30.45」のパターン。

※ (注4) 及び (注6) は平成24年6月定時より実施。「【品質情報2012-55】参照」

(注3) 改定通知+年金振込通知のケース→統合通知

(注6) ・送付形態その1 封筒① = 1通

・送付形態その2 ハガキ+封筒① = 2通

(注4) 年金振込通知+年金支払通知 (初度通知) のケース→年金支払通知

・送付形態その3 封筒①+封筒② = 2通

項番	パターン	出方通知				送付内容				送付数 (通)	改定無し (6/12)
		統合通知 ※(注3)	改定通知	年金振込通知 ※(注4)	年金支払通知 (初度通知) ※(注4)	統合通知	改定通知	年金振込通知	年金支払通知 ※(注5)		
26	A	○	○	○	○	ハガキ	○	○	封筒①	2	
	B	○	○	○	○	ハガキ	○	○	封筒①		
27	A	○	○	○	○	○	○	○	封筒①	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒②	封筒②	○		
28	A	○	○	○	○	○	○	○	封筒①	2	
	B	○	○	○	○	○	ハガキ	○	封筒①		
29	A	○	○	○	○	○	○	○	封筒①	2	
	B	○	○	○	○	○	ハガキ	封筒①	封筒①		
30	A	○	○	○	○	○	○	○	封筒①	1	●
	B	○	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①		
31	A	○	○	○	○	封筒①	○	○	封筒②	2	
	B	○	○	○	○	封筒①	○	○	封筒②		
32	A	○	○	○	○	封筒①	○	○	封筒②	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	○		
33	A	○	○	○	○	封筒①	○	○	封筒②	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	○	封筒②		
34	A	○	○	○	○	封筒①	○	○	封筒②	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	封筒②		
35	A	○	○	○	○	ハガキ	○	○	封筒①	2	
	B	○	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①		
36	A	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	○	1	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	○		
37	A	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	○	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	○	封筒②		
38	A	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	○	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒②	封筒②		
39	A	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	○	2	
	B	○	○	○	○	○	○	封筒②	封筒②		
40	A	○	○	○	○	○	封筒①	○	封筒②	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	○	封筒②		
41	A	○	○	○	○	○	封筒①	○	封筒②	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	封筒②		
42	A	○	○	○	○	○	ハガキ	○	封筒①	2	
	B	○	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①		
43	A	○	○	○	○	○	封筒①	封筒②	封筒②	2	
	B	○	○	○	○	○	封筒①	封筒②	封筒②		
44	A	○	○	○	○	○	ハガキ	封筒①	封筒①	2	
	B	○	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①		
45	A	○	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①	1	●
	B	○	○	○	○	○	○	封筒①	封筒①		

振込通知Q & A (機構HPより)

【送付について】

Q1. 年金振込通知書というハガキ（または封書）が届きましたが、何の連絡ですか。

A 年金振込通知書は、平成25年6月からの各支払期の年金振込額をお知らせするものです。

なお、今回は2つ以上の年金を受けている方には、年金種類ごとの年金振込通知書を封書でお届けしております。

Q2. 年金振込通知書が届きません。いつ発送していますか。

A 平成25年6月6日から発送を開始しています。なお、発送は特割または特特割（注）で行っております。

（注）特割…3日程度の送達猶予を承諾した郵便物

特特割…7日程度の送達猶予を承諾した郵便物

Q3. 年金振込通知書は、年金支払月に必ず送付されますか。

A 平成25年6月に年金振込通知書（年1回の通知）を送付した後に振込額や振込口座に変更がなければ、平成25年12月まで年金振込通知書は送付されません。（年金振込通知書が送付されない月でも年金は支払われます。）

平成25年度においては、平成25年10月分以降の年金額の改定（平成25年12月にお支払する分から、4月分～9月分までの額からマイナス1.0%の改定を予定）が行われることから、すべての年金受給者の方に、改めて年金額改定通知書および年金振込通知書をお送りする予定です。

Q4. 年金は2ヶ月に一度支払われるが、年金振込通知書に記載されている支払額を6倍しても年金額と一致しないのはどうしてですか。

A 1回の支払額は年金額を6で割り、金額に端数が生じた場合は、法律に基づき1円未満の端数を切り捨てる処理が行われています。そのため、年金額と一致しないことがあります。また、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けている方については、それぞれの年金額を6で割り、1円未満の端数を切り捨てた上で合計しています。

Q5. 振込月が6月からとなっているのはどうしてですか。

A 年金の支払は後払いとなっており、年度の最初となる4月分のお支払いが6月となるためです。

4、5月分 ⇒ 6月支払 6、7月分 ⇒ 8月支払
8、9月分 ⇒ 10月支払 10、11月分 ⇒ 12月支払
12、1月分 ⇒ 2月支払 2、3月分 ⇒ 4月支払

Q6. 今回届いた年金振込通知書を年金額の証明として使うことはできますか。

A 年金支払額が明記されていることから、証明として使用することが可能かどうか提出先に確認してください。

Q7. 年1回の年金振込通知書は、年度の最初の4月の年金支給時に送付すべきではないですか。

A 年度の最初となる4月分の年金は6月に支給されます。6月が年度の最初の月分の振込月となることから、6月に年金振込通知書を送付することとしています。

Q8. 今回の年金振込通知書で、平成 25 年 10 月支払期までの振込額のお知らせとなっているのは、なぜですか。

A 平成 25 年度においては、平成 25 年 10 月分以降の年金額の改定（平成 25 年 12 月にお支払する分から、4 月分～9 月分までの額からマイナス 1.0%の改定を予定）が行われます。したがって、平成 25 年 12 月支払期以降の振込額等について、改めて 12 月に年金額改定通知書および年金振込通知書をお送りする予定です。

Q9. 年金振込通知書に記載されている金額は必ず受け取れますか。

A 年金振込通知書に記載されている金額は、現時点での予定額です。各支払期において支払額に変更があった場合は、その都度、年金振込通知書を送付します。

なお、平成 25 年度においては、平成 25 年 10 月分以降の年金額の改定（平成 25 年 12 月にお支払する分から、4 月分～9 月分までの額からマイナス 1.0%の改定を予定）が行われることから、改めて 12 月に年金額改定通知書および年金振込通知書をお送りする予定です。

【再発行について】

Q10. 年金振込通知書を無くしてしまったのですが、再発行はできますか。

A 「ねんきんネット」のユーザ ID を取得していただいている方は、「ねんきんネット」で電子版「年金振込通知書」の確認及び印刷ができます。詳しくは、「ねんきんネット」の「[年金の支払いに関する通知書の確認](#)」をご覧ください。

「ねんきんネット」のユーザ ID 取得方法については、[こちら](#)をご覧ください。

年金振込通知書の再発行については、ねんきんダイヤル及び年金事務所等で受け付けています。

(注)

ねんきんダイヤル等で依頼する場合は、基礎年金番号を用意してから電話をお掛けください。

その際、本人の氏名、生年月日、住所を確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。

また、本人以外の方からの依頼の場合には、上記に加えて、電話をされた方の氏名、生年月日、本人との続柄、電話番号を確認させていただき、日本年金機構に登録されている本人の住所宛に郵送いたします。

Q11. 振込通知書を無くしてしまったのですが、なるべく早く再発行してもらうためにはどうすればいいですか。

A 「ねんきんネット」のユーザ ID を取得していただいている方は、「ねんきんネット」で電子版「振込通知書」の確認及び印刷ができます。詳しくは、「ねんきんネット」の「年金の支払いに関する通知書の確認」をご覧ください。「ねんきんネット」のユーザ ID 取得方法については、こちらをご覧ください。

振込通知書の再発行については、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターで相談してください。原則として、来訪していただければ即日再発行することが可能ですが、後日郵送により送付させていただく場合もあります。

Q12. 今年の振込通知書が届きましたが、過去の振込通知書を再発行することはできますか。

A 「ねんきんネット」のユーザ ID を取得していただいている方は、「ねんきんネット」で電子版「振込通知書」の確認及び印刷ができます。「ねんきんネット」では、直近のものだけでなく、過去1年以内に発行された振込通知書（※）についても確認及び印刷が可能です。※平成24年5月以前に発行された通知書を除きます。詳しくは、「ねんきんネット」の「年金の支払いに関する通知書の確認」をご覧ください。

「ねんきんネット」のユーザ ID 取得方法については、こちらをご覧ください。

振込通知書の再発行は直近のものに限り再発行ができます。過去の振込通知書を再発行することはできません

【記載されている金額について】

Q13. 振込通知書に記載されている特別徴収額（介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料など）の金額が急に高額になったのはどうしてですか。

A 介護保険料等の特別徴収されている金額については、市区町村で決定しているものですので、市区町村の担当窓口にお問い合わせ願います。

Q14. 税金が急に高くなったのはどうしてですか。

A 年金から差し引かれる税金（所得税および復興特別所得税）は、所得税法の規定により、支払う年金額から各種控除を行い、残りの額に5.105%の税率を掛けた額となります。

年金から各種の控除を受けるためには、年金を受けている方にお送りしている扶養親族等申告書に必要事項を記入して、提出期限までに出していただくことになっております。

ただし、扶養親族等申告書を提出されていないときは、年金の支給額から25%に相当する公的年金等控除額を差し引いた額の10.21%が所得税および復興特別所得税となります。

昨年と比べて急に高額の税金が徴収されている場合、扶養親族等申告書の到着確認ができていない可能性があります。

個別に原因を確認したい場合は、ねんきんダイヤルまたは年金事務所等にお問い合わせください。

Q15. 介護保険料についても後期高齢者医療保険料や国民健康保険料と同様に、年金からの引き落としをやめることはできませんか。

A 介護保険料の年金からの特別徴収については、ご本人様のご希望により特別徴収を中止することはできません。

【その他】

Q16. 年金を担保に融資を受けているため、振込通知書は送付されないとのことですが、振込通知書の再交付、または年金額の証明となるものの発行はできますか。

A 担保を設定する前に送付された振込通知書であれば再発行することができます。また、直近の振込通知書を送付することはできませんが、支払額の証明として別の様式のものを作成することは可能ですので、ねんきんダイヤルまたは年金事務所にお問い合わせください。なお、この場合 4 週間ほどの期間がかかります。

Q17. 私は年金を担保に融資を受けています。振込通知書が届かないのですが、

A 年金を担保に融資を受けている方には、振込通知書を送付していません。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

平成 25 年 4 月 17 日
給付指 2013-65

「受診状況等証明書」及び「受診状況等証明書が添付できない
申立書」の使用（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部		事務センター					年金事務所							
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎		○					◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部 年金相談部、障害年金業務部

目的・趣旨

障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害給付金等の請求書に添付する「受診状況等証明書」（以下「受証」という。）及び「受診状況等証明書が添付できない申立書」（以下「申立書」という。）の様式を作成しましたので、この様式を使用するようにお願いするものです。

ポイント（内容）

- 平成 24 年 12 月 19 日【給付指 2012-257】「受診状況等証明書、受診状況等証明書が添付できない理由書及び申立書、病歴・就労状況等申立書の様式案の意見照会」（指示・依頼）により、ブロック本部等からいただいたご意見を参考に「受証」（別添 1）及び「申立書」（別添 2）を作成しました。
- 年金事務所は、別添 1 及び別添 2 をそれぞれ A 4 用紙に両面印刷し、平成 25 年 5 月 1 日から窓口で配付してください。また、街角の年金相談センターが使用する分については、管轄の年金事務所が印刷して配付するようにしてください。
- 市区町村の国民年金担当課には、全国の年金事務所等で別添 1 及び別添 2 を配付していることをお知らせするとともに、市区町村の窓口においても配付していただくように（別添 3）で年金事務所から協力依頼をしてください。
- 平成 25 年 5 月 1 日以降に別添 1 及び別添 2 以外の様式が請求書等に添付されていても、様式の相違を理由に受付を拒否することがないようにしてください。
- ブロック本部等からいただいたご意見は（別添 4）のとおりまとめました。

※ 「病歴・就労状況等申立書」は追ってお知らせいたします。

審査担当フリック欄 ■

照会先
本部年金給付部給付企画グループ
【担 当】渡邊康夫、桂延年
【連絡先】■■■■■■■■■■（直通）

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにすることが必要です。そのために使用する証明書です。

受診状況等証明書

① 氏名 _____

② 傷病名 _____

③ 発病年月日 昭和・平成 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 _____

⑤ 発病から初診までの経過

前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 無 (有の場合はコピーの添付をお願いします。)

.....

⑥ 初診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑦ 終診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑧ 終診時の転帰 (治癒・転医・中止)

⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

.....

⑩ 次の該当する番号 (1 ~ 4) に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように余白に記載してください。

- 上記の記載は 1 当時の診療録より記載したものです。
- 2 当時の受診受付簿、入院記録より記載したものです。
- 3 その他 () より記載したものです。
- 4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

⑪ 平成 年 月 日	
医療機関名	診療担当科名
所在地	医師氏名 印

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

記入する際のお願い

- 1 「② 傷病名」の欄は、障害の原因又は誘因となった傷病について記入してください。
- 2 「③ 発病年月日」の欄は、傷病が発病したと考えられる年月日を記入してください。特定できない場合は、「不明」または「不詳」と記入してください。
- 3 「④ 傷病の原因又は誘因」の欄は、傷病の原因又は誘因が特定できない場合、「不明」または「不詳」と記入してください。
- 4 「⑤ 発病から初診までの経過」の欄は、発病から初診までの経過と併せて、診療録から前医を受診していたことが確認できる場合は、前医の医療機関名、受診期間、診療内容等も記入してください。
また、前医からの紹介状が保管されている場合は、そのコピーの添付をお願いします。
- 5 「⑥ 初診年月日」、「⑦ 終診年月日」の欄は、「②傷病名」に複数の傷病を記載した場合、それぞれの傷病に番号を付記していただき、傷病ごとの初診年月日と終診年月日がわかるように記入してください。
- 6 「⑩」の欄は、複数の番号に○印をつけた場合、どの部分がどの記載根拠によるものかわかるように余白に記入してください。
なお、「4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。」のみに○印を付けた場合は、初診日の証明となりませんので注意してください。
- 7 「⑪」の欄は、医師氏名の印鑑の押印もれがないようにお願いします。
- 8 この証明書に記載した内容を訂正する場合は、訂正箇所に医師の訂正印を押印してください。

受診状況等証明書が添付できない申立書

別添 2

傷 病 名 _____

医 療 機 関 名 _____

医療機関の所在地 _____

受 診 期 間 昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日

上記医療機関の受診状況等証明書が添付できない理由をどのように確認しましたか。
次の<添付できない理由>と<確認方法>の該当する□に✓をつけ、<確認年月日>に確認した日付を記入してください。
その他の□に✓をつけた場合は、具体的な添付できない理由や確認方法も記入してください。

<添付できない理由> _____ <確認年月日> 平成 年 月 日

- カルテ等の診療録が残っていないため
- 廃業しているため
- その他 _____

<確認方法> 電話 訪問 その他 (_____)

上記医療機関の受診状況などが確認できる参考資料をお持ちですか。
お持ちの場合は、次の該当するものすべての□に✓をつけて、そのコピーを添付してください。
お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□に✓をつけてください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳 | <input type="checkbox"/> お薬手帳・糖尿病手帳・領収書・診察券
(可能な限り診察日や診療科が分かるもの) |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の申請時の診断書 | <input type="checkbox"/> 小学校・中学校等の健康診断の記録や
成績通知表 |
| <input type="checkbox"/> 生命保険・損害保険・
労災保険の給付申請時の診断書 | <input type="checkbox"/> 盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書 |
| <input type="checkbox"/> 事業所等の健康診断の記録 | <input type="checkbox"/> その他 (_____) |
| <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 | |
| <input type="checkbox"/> 健康保険の給付記録 (レセプトも含む) | <input type="checkbox"/> 添付できる参考資料は何もない |

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

平成 年 月 日

請 求 者 住 所 _____
氏 名 _____ ※本人自らが署名する場合
印 押印は不要です。

代筆者氏名 _____ 請求者との続柄 _____

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病の初診日を明らかにすることが必要とされます。一番古い受診歴のある医療機関の「受診状況等証明書」が添付できない場合は、その旨の申立、及び、医療保険の給付にかかる記録などの初診日を確認できる書類を添付いただくことが必要です。この書類はそのために使用する申立書です。

記入する際のお願い

- 1 「傷病名」の欄は、医療機関で診断された病名（〇〇病、△△症など）を記入してください。
- 2 「医療機関名」の欄は、医療機関の名称（〇〇病院、△△クリニックなど）を記入してください。
- 3 「医療機関の所在地」の欄は、医療機関の所在地（〇〇市△△町1-1など）を記入してください。
- 4 「受診期間」の欄は、受診していた期間を記入してください。記憶があいまいな場合は、次の（例）のように記入しても構いません。

（例）平成5年4月頃～平成5年10月頃、昭和61年春頃～昭和62年夏頃 など

- 5 細線で囲まれた欄は、質問をお読みいただき、その枠内の該当する口に✓をつけてください。
- 6 申立書の下欄にある「平成 年 月 日」の欄は、この申立書を作成した日付を記入してください。
- 7 「住所」と「氏名」の欄は、請求する方の住所と氏名を記入してください。
- 8 この申立書を代筆した場合は、代筆した方の氏名を「代筆者氏名」に記入し、請求する方からみた続柄を「請求者との続柄」の欄に記入してください。

<参考資料の確認先>

身体障害者手帳等の申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口（障害福祉課、高齢障害福祉課など）

生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した生命保険会社、損害保険会社、労働基準監督署

事業所等の健康診断の記録

⇒ 当時勤務していた事業所や健康診断を受けた医療機関

健康保険の給付記録（レセプトも含む）

⇒ 当時加入していた健康保険組合や全国健康保険協会（協会けんぽ）

<参考資料のその他に該当する例>

- ・交通事故証明
- ・インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー（診療や治療経過を要約したもの）
- ・次の受診医療機関への紹介状
- ・電子カルテ等の記録（氏名・日付・傷病名・診療科等が印刷されたもの）
- ・交通事故や労災事故などのことが掲載されている新聞記事

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市区町村国民年金担当課 御中

日本年金機構〇〇ブロック本部
〇〇年金事務所

「受診状況等証明書」及び「受診状況等証明書が添付できない
申立書」の窓口配付について（協力をお願い）

日頃より年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、日本年金機構では、障害年金等の請求書に添付する様式のうち、障害の原因と
なった傷病にかかる初診日を明らかにすることのできる書類として、「受診状況等証明
書」（別添1）及び「受診状況等証明書が添付できない申立書」（別添2）について、平
成25年5月1日から全国の年金事務所や街角の年金相談センターで統一した様式を配
付することといたしました。

つきましては、障害基礎年金等の請求書に添付する書類として、別添1及び別添2を
窓口で配付していただきますようご協力をお願い申し上げます。

照会先
日本年金機構〇〇ブロック本部
〇〇年金事務所 お客様相談室
【担 当】〇〇
【連絡先】000-0000

1 受診状況等証明書(案)に対するご意見への対応

項番	部署	意見等	理由・対応案	年金給付部の対応
1	北海道	医療機関が記入する用紙であるという説明を追加した方が 良い。	請求者による誤記入を防ぐため。	配付する際に医師に記入してもらう 書類であることを説明してください。
2	北海道	訂正箇所には記入した医師の訂正印を押印していただくこ とを表示した方が良い。	追記していただきたい。	記入する際のお願い(裏面)に記載 しました。
3	北関東・ 信越	前医が確認できる場合には記載するという形式になってい るが、前医の記載が「ある」「ない」を○で囲む形式に変更で きないか。	記載漏れの防止、記載文書の解読が困難な場合もあるた め○をつける形式にすれば明確になるため。対応案は別添 のとおり(該当部分のみ)	書面の都合上、紹介状の有無を確 認することとしました。
4	南関東	記載上の注意事項を含む記載例を作成して欲しい。 当証明書は、年金事務所で用途等を請求者へ説明し、請求 者自身が医療機関へ持参するものです。その際に請求者が 医療機関に対して、記載してもらいたい内容(年金事務所が 求めている内容)を説明しなければなりません。当証明書 のみでは困難であると思料します。	【理由】年金事務所から請求者へ、また請求者から医療機 関説明へするにあたって、口頭よりは記載例があった方が 説明がしやすいため。 【対応案】受付・点検事務の手引を参考に作成する。	書面の都合上、記載例は無理です が、記入する際のお願い(裏面)を 追加しました。
5	南関東	「4 昭和・平成 年 月 日の本人申立によるものです。」に ついて 記載内容が”本人の申立のみ”でも良いと誤解される。	【理由】本人の申立のみで記載し提出されたものについて、 証明書として扱えず返戻し、トラブルになる事例が出ている ため。 【対応案】上記1の記載例に説明を入れる。なお、記載例は 1と4など複数に丸をしている事例とし、”4のみでは証明書 とならない。”申立の内容を確認できる参考資料が必要で ある。”等の注意書きを加え、誤解を与えない表現にする。	書面の都合上、記載例は無理です が、記入する際のお願い(裏面)に 記載しました。
6	南関東	病院の証明欄について、枠の高さを広くした方が良い。	【理由】病院の印が枠内に収まらないため。(通常社判は縦/ 横 2cm/6cm) 【対応案】スペースを広げられない場合は、枠線を上部だけ にする。(別添のとおり)	医療機関の証明欄を拡張しました。

1 受診状況等証明書(案)に対するご意見への対応

項番	部署	意見等	理由・対応案	年金給付部の対応
7	南関東	医師から年金事務所への連絡・コメント欄を設けて欲しい。 (スペースの問題もあるため、余白に記載できるようにして欲しい。)	【理由】連絡・コメント等から、当時の状況・病態について参考になる場合があるため。 【対応案】上記1の記載例に特記事項がある場合は余白に記載する等注意書きを入れる。 【特記事項の例】「当時の症状は本人が申し立てている病状と因果関係が認められず記載・証明に困る。」等	書面の都合上、新たな項目を追加することは困難です。
8	中部	請求者の氏名の他、住所、生年月日を記入する欄を設ける。	請求者の氏名だけでは、ご本人かどうか不明なため。	書面の都合上、新たな項目を追加することは困難です。
9	中部	上段(診療録により前医が確認できる場合は、医療機関名、受診期間、診療内容を併せて記載してください。)とする。	この方が分かりやすいため。	書面の都合上、記入する際のお願 い(裏面)に移動し、意見を参考に 修正しました。
10	中部	「発病から初診までの経過」の右余白部分に「紹介状のありなし」の記載項目を設ける。	「発病から初診までの経過」欄に、前医にかかる経過の記載依頼があるが、記載していただけるか不明であるため、紹介状の有無について回答いただく欄を追加していただきたい。また、前医にかかる内容の記載があった際の記載根拠(本人申立てによるものか紹介状によるものか等)を確認するうえで当該項目の追加は有効であると考えます。	ご意見のとおり修正しました。
11	中部	中段「初診より終診までの治療内容…」を「初診から終診までの治療内容…」とする。	上段の「発病から初診までの経過」と揃える。	ご意見のとおり修正しました。
12	中部	証明欄「医療機関名・診療科」のように一列にする。	診療科は医療機関に属するものであり、住所とは関係ないため。	診断書の病院の証明欄と同様の配置にしました。
13	中部	最下部のコメント「初診日を明らかにする」との記入があるが、それだけではない場合もあり、もう少し軟らかな表現にする。	2番目以降の医療機関で証明を受ける場合、「初診ではない」と、断られるケースや、「病名が確定する前の傷病名のため証明できない」と言われるケースがあり、対応に苦慮することがあるため、「この証明書のみをもって初診を特定する訳ではありません」等を付記する。	ご意見を踏まえ修正しました。
14	中部	「受診状況等証明書」の裏面に、障害年金についての初診日の定義を載せる。(別添1 国民年金障害基礎年金受付・点検事務の手引きより抜粋部分)	障害年金を請求する傷病名と同一でないとの理由により、初診の医師に証明してもらえない場合等があるため。	書面の都合上、初診日の定義を載せることはできません。

1 受診状況等証明書(案)に対するご意見への対応

項番	部署	意見等	理由/対応案	年金給付部の対応									
15	近畿	「※次のいずれかの数字に○印をつけてください。」とありますが、「※次の該当する番号(1~4)に○印をつけてください。」に文言を修正すべきと考えます。	医療機関が記載する際に分かりやすい表記のほうが良いと思われれます。また、「受診状況等証明書が添付できない理由書及び申立書」で使用する用語と統一を図るため。	ご意見のとおり修正しました。									
16	近畿	「※次のいずれかの数字に○印をつけてください。」欄にある「4 昭和・平成年月日の本人申立てによるものです。」の一文を削除すべきと考えます。	本人の申立てに基づく証明書は医療機関の証明とは認められず、現状としてはお客様の経済的な負担にしかかっていないため。	他の記載根拠と併せて使用することがあるので削除せず、記入する際のお願い(裏面)に記載しました。									
17	近畿	「医療機関名・診療科・住所・医師の氏名」の記載欄にある「住所」を「所在地」に修正すべきと考えます。	「受診状況等証明書が添付できない理由書及び申立書」で使用する用語と統一を図るため。	ご意見のとおり修正しました。									
18	近畿	「医療機関名・診療科・住所・医師の氏名」の記載欄について、下記のとおり修正すべきと考えます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">平成年月日</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>医療機関名</td> <td>診療担当科名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>医師の氏名</td> <td>印</td> </tr> </table>	平成年月日			医療機関名	診療担当科名		所在地	医師の氏名	印	医療機関が記載する際に「診療科・住所」という並べ方は記入しにくく、診断書裏面にある「医療機関名・診療担当科名・所在地・医師氏名」の記載欄と同じ配置にしたほうが日本年金機構へ提出いただく書類として統一が図れるため。	ご意見のとおり修正しました。
平成年月日													
医療機関名	診療担当科名												
所在地	医師の氏名	印											
19	近畿	最下欄にある受診状況等証明書の説明書きに「※同一傷病や今回の傷病の元となる因果関係がある傷病については、一番初めに医師等の治療を受けた医療機関が初診日となります。」を文言追加すべきと考えます。	過去に医療機関を受診したことがあるにもかかわらず、現在受診している医療機関の初診日を受診状況等証明書に証明してくることがあるため。	ご意見を踏まえ修正しました。									
20	近畿	最下欄にある受診状況等証明書の説明書きについて、「その障害の原因となった傷病等」の後に(その傷病の原因又は誘因を含む)を文言追加すべきと考えます。	障害の直接の原因となる傷病の初診日を証明書として取得した後に、その傷病の原因・誘因となる初診日を証明した証明書が必要となる場合があるため。	ご意見を踏まえ修正しました。									
21	中国	※の下段の「複数に○をつけた場合は~わかるように記載してください。」の文章の下に下線を引く。	記入に当たって重要な部分となりますので、強調したほうが良い。	ご意見のとおり修正しました。									
22	四国	発病から初診までの経過 ・(診療録により…の診療内容を…)を「も」に訂正する。 [訂正]	・「を」であれば、前医の内容のみ記入してくる可能性がある。(詳細は別添①参照)	ご意見のとおり修正しました。									

1 受診状況等証明書(案)に対するご意見への対応

項番	部署	意見等	理由・対応案	年金給付部の対応
23	四国	発病から初診までの経過 ・「また、前医からの紹介状はありますか。(有・無)」欄を設ける。 [新設] ・前医からの紹介状の写しが添付できる場合に、前医の受診状況等証明書の添付が不要となるなら、「有の場合は、紹介状の写しの添付もお願いします。」も追記する。(本部、事務所、事務センターの間で一定の判断基準を設ける必要がある。) [追記]	・廃業やカルテの廃棄などで「受診状況等証明書が添付できない理由書」別添②の記入をいただく場合に、請求者の受診状況等が確認できる参考資料となる。(写しが必要となる。) ・前医からの紹介状写しの傷病名等によって、受診状況等証明書を記入いただいた医療機関を初診とみなし、前医を初診とみなさない場合や、また、近々で納付要件に係らなく、紹介状の写しで前医の受診状況等証明書の添付の必要がないと判断できる場合、お客様への費用の負担が軽減され则认为。 (詳細は別添①参照)	ご意見のとおり修正しました。
24	四国	初診年月日 (傷病名が複数ある場合はそれぞれが分かるように…)とありますが、記入するための欄を設ける。 [新設]	・傷病名が複数ある場合、傷病名に番号を付記するなど医師のほうで苦慮されている。 (詳細は別添①参照)	記入する際のお願い(裏面)に記載しました。
25	四国	※次のいずれかの数字に○印をつけてください。 「複数に○をつけた場合」の注意点・留意事項を記載する。(裏面でも可) [新設]	・医療機関より記載方法について要望もある。 ・記入方法の注意点や、「国民年金障害基礎年金受付・点検事務の手引き(80P)」の留意事項等を記載する。 (詳細は別添①参照)	ご意見を参考に記入する際のお願い(裏面)に記載しました。
26	四国	医師の氏名⑩ 下欄に注意書き(※必ず押印をお願いします。)を追記する。 [追記]	・押印がなされていないケースが見受けられるため。 (詳細は別添①参照)	記入する際のお願い(裏面)に記載しました。
27	四国	(提出先)日本年金機構以下 用紙左上に移動する。 [校正]	・医療機関が受取ったときに、わかりやすい。 (詳細は別添①参照)	ご意見のとおり修正しました。
28	四国	裏面へ 「受診状況等証明書を作成される医師の皆さんへ(仮)」として、記入方法他、注意事項をまとめて記載する。 [新設]	・表面へ記入方法など「受診状況等証明書」について医師がどの程度理解したうえで作成しているか不明なため、説明が必要と思われます。 機構側から医師(もしくは医師会)へ依頼をしていると思われるのですが、その依頼文も載せる。	記入する際のお願い(裏面)に記載しました。

1 受診状況等証明書(案)に対するご意見への対応

項番	部署	意見等	理由・対応案	年金給付部の対応
29	九州	傷病名が複数ある場合の書き方を明確にした方がよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病名が複数ある場合の記入例を作成する。 ・表にして、それぞれの傷病名の下に初診年月日を記入できるようにする。 	記入例を作成することは困難ですが、記入する際のお願い(裏面)に記載しました。

2 受診状況等証明書が添付できない理由書及び申立書(案)に対するご意見への対応

項目番号	部署	意見等	理由の対応案	年金給付部の対応
1	北海道	代筆者の印はなくても良いのか。	代筆者の㊟欄を追記した方が良い。	代筆者の自署となるため押印は不要です。
2	東北	B-キ「インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー」という表現は一般の方にはわかりにくい記載です。	括弧書きまたは欄外に説明を加える。	一般の方にはわかりにくいので、記入する際のお願い(裏面)に移動し、説明を加えました。
3	南関東	「本人自らが署名する場合、押印は不要です。」と追記して欲しい。	【理由】病歴・就労状況申立書には記載されていて分かりやすいため。 【対応案】別添のとおり	ご意見のとおり修正しました。
4	中部	B欄「・・・に○をつけてください。」の後に、(医療機関、事業所等にも確認してください。)と追記する。	請求者がお持ちでない場合でも、医療機関や事業所等に残っている場合があり、確認が必要なため。	記入する際のお願い(裏面)の参考資料の確認先に記載しました。
5	中部	B欄のア～セの他に以下のものを追加する。 盲学校、聾学校の在学証明、卒業証書。	20歳前障害の場合、参考となるため。	参考資料の選択肢を見直し追加しました。
6	中部	最下部のコメントについて、次のように文章を変更する。 「年金の請求を行うとき、その障害の原因となった傷病の初診日を明らかにすることが必要とされます。一番古い受診歴のある医師の「受診状況等証明書」が添付できない場合は、その旨の申立て、及び医療保険の給付にかかる記録などの初診日を確認できる書類を添付していただくことが必要です。この書類はそのために使用する理由書及び申立書です。」	「受診状況等証明書が添付できない理由書及び申立書」の必要な理由が書かれているが、文章が分かりにくいいため。	ご意見を踏まえ修正しました。
7	中部	「受診状況等証明書が添付できない理由書及び申立書」の裏面に、「初診日の確認フロー」を載せる。(別添1 国民年金障害基礎年金受付・点検事務の手引きより抜粋部分)	初診日が相当期間古い場合や、複数の医療機関でかかっている場合等に、請求者にどの医療機関で証明をもらえばよいのか、また「受診状況等証明書が添付できない理由書及び申立書」についてはどの医療機関について申し立てるのか、わかりやすくするため。	書面の都合上、初診日の確認フローを載せることはできません。
8	近畿	書類の名称を「受診状況等証明書を添付できないことについての申立書」に変更すべきと考えます。	書類の名称が日本語の表現として適切ではなく、B欄において参考資料を添付する場合があることから、これを踏まえた書類の名称とすることが必要と考えるため。	ご意見を参考にタイトルを変更しました。

2 受診状況等証明書が添付できない理由書及び申立書(案)に対するご意見への対応

項番	部署	意見等	理由/対応案	年金給付部の対応
9	近畿	「A 上記医療機関の～○をつけてください。」の後に、「なお、「c その他」の場合は、確認方法もカッコ内に記入してください。」を文言追加すべきと考えます。	「c その他」を選択する場合はカッコ内に具体的な方法の記入が必要になるが、それについて触れられていないため。	ご意見を参考に修正しました。
10	近畿	「B ～参考資料をお持ちでしたら、」を「B ～参考資料をお持ちの場合は、」に文言修正すべきと考えます。	書面になじまない文言のため。	ご意見を参考に修正しました。
11	近畿	Bの「ア 身体障害者手帳～」欄に、「手帳をお持ちの場合、申請時の診断書の有無」「有の場合は添付」「無の場合はその理由」が確認できるように文言追加をすべきと考えます。	障害厚生年金請求書を本部進達した際に、必ず障害年金業務部より依頼があるので、事前に確認できる項目を設けたほうが良いと考えるため。	書面の都合上、意見のとおり修正することは困難です。
12	近畿	Bの「キ インフォームド～」欄に、医療機関から写しを交付してもらう旨の文言を追加し、「ク 健康保険の～」欄においても健康保険協会もしくは健康保険組合から開示請求を受けるといった旨の注意書きを追加すべきと考えます。	「キ」欄・「ク」欄については、個人で所持しているケースは少なく、お客様にとっても意味が分かりにくいいため、取得する場合の場所等を注意書きとして明記しておく必要があります。	参考資料の選択肢を見直し、記入する際のお願い(裏面)にまとめました。
13	近畿	B欄に「20歳前に障害がある場合(幼稚園、小学、中学、高校等)の健康診断の記録や成績通知表に担任の先生から当時の症状について意見があるもの(例えば視力障害、聴力障害、言語障害、発達遅滞などの症状について)」を新たな項目として設ける必要があると考えます。	当時の健康診断の記録や成績通知表等から、何時ごろから症状が発症していたかを確認する資料の一つになるため。	参考資料の選択肢を見直し追加しました。
14	近畿	「代筆者氏名」欄の前に、「請求者以外の方が記入された場合」「代理人の方が記入された場合」「請求者でなく代わりの方が記入された場合」等の文言を追加すべきと考えます。	代筆者についての説明を追加することで、お客様にとって分かりやすい文言になると思われるため。	記入する際のお願い(裏面)に記載しました。
15	近畿	「請求者との関係」欄の文言を「請求者からみた続柄」又は「請求者からみた関係」に修正すべきと考えます。	代筆者が記入する際に、請求者からみた続柄を記入すればよいことを明確に分かるようにするため。	記入する際のお願い(裏面)に記載しました。
16	四国	障害年金請求する傷病の初診(前医)と考えた理由の記入欄を設ける。 [新設]	一見、請求する傷病と因果関係がないような傷病名でも、同症状による初診であったり、正確な傷病名が不明な場合でも同症状による場合があるため、「どのような症状で受診しましたか。」などの申立の根拠を記入欄を設ける。 (詳細は別添②参照のこと)	書面の都合上、新たな項目を追加することは困難です。

2 受診状況等証明書が添付できない理由書及び申立書(案)に対するご意見への対応

項番	部署	意見等	理由/対応案	年金給付部の対応
17	四国	B-セ「添付できる資料は何もない」 ・「参考資料を持ってない場合は「セ」に○をつけてください。」と書かれているが、「参考資料を持ってない場合は」を「…持っていない場合には」と訂正する。 ・「確認できない場合は初診日の確定できないため、審査が行えません。」などの注意書きもご検討いただきたい。 [訂正]	「参考資料を添付しなくてもよい。」と思われる可能性があり、初診日の確定できないため審査が行えない場合があることを、お客様にご理解いただくため。 (詳細は別添②参照のこと)	申立書を配付する際に説明してください。
18	四国	(提出先)日本年金機構以下 用紙左上に移動する。 [校正]	医療機関が受取ったときに、わかりやすい。 (詳細は別添②参照のこと)	書面の都合上、裏面に移動しました。
19	九州	Bの参考資料に内容説明や取得方法を示した方がよい。	説明用のチラシを作成し、各参考資料の内容、発行元の官公署等を示すことにより、お客様が理解しやすく、相談時間の短縮につながる。	記入する際のお願い(裏面)の参考資料の確認先に記載しました。
20	九州	Bの参考資料に診療報酬明細書(レセプト)を追加してはどうか。	初診日、傷病名等の記載があり、初診の確定に活用することができるため。	健康保険の給付記録(レセプトも含む)と修正しました。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

平成 25 年 5 月 29 日
給付情 2013-49

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に係る認定事例
(情報提供)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎		◎					◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部
年金相談部、障害年金業務部

目的・趣旨

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴って、厚生労働省年金局事業管理課給付事業室（以下「年金局」という。）から、眼と精神の認定事例が送付されましたのでお知らせするものです。

ポイント（内容）

- 平成 25 年 4 月 2 日【給付指 2013-56】「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」（指示・依頼）でお知らせしている眼と精神の障害認定基準の改正に伴って、年金局より別添のとおり認定事例が送付されましたのでお知らせします。

<認定事例>

部位	等級	病名
眼	2 級 15 号	網膜色素変性症（両）
精神	1 級 10 号	高次脳機能障害
	2 級 16 号	高次脳機能障害
	3 級 13 号	高次脳機能障害

- 事務センター等においては障害認定時の参考としてご活用ください。

照会先
年金給付部給付企画グループ
(担当) 渡邊、桂
(連絡先) [REDACTED] (直通)

眼の障害 2級の認定事例

(フリガナ) 氏名	○ ○ ○ ○	生年月日	昭和 54 年 1 月 8 日生(34歳)	性別	男・女
住所	住所地の郵便番号 ○○○-○○○	都道府県	○ ○	市区	○ ○ ○
① 障害の原因となった傷病名	網膜色素変性症(両)		② 傷病の発生年月日	昭和 10 年 10 月 頃 日	③ ①のため初めて医師の診療を受けた日
④ 傷病の原因又は誘因	不 詳 初診年月日(昭和・平成 年 月 日)	⑤ 既存障害	なし	⑥ 既往症	なし
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。かどうか)。	傷病が治っている場合 …… 治った日 平成 年 月 日		確 認 推 定		
	傷病が治っていない場合 …… 症状のよくなる見込		有 ・ 無 ・ 不明		
⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 (昭和/平成 21年 6月 14日)	視力は右(1.5)、左(1.5)と良好であったが、視野は求心性に狭窄し10度以内であった。網膜には広汎な変性を認めた。				
⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他の参考となる事項	カルナクリン、アダブチノールを投与し、経過観察中である。		⑩ 診療回数	年間 3 回、月平均 回	
			手術歴	部位 左 ・ 右 眼球摘出 ・ その他の手術 手術名() 手術年月日(年 月 日)	
⑩ 障 害 の 状 態 (平成 25 年 1 月 10 日現症)					
(1) 視 力 (視力測定の標準照度は200ルクスとしてください。)			(3) 所 見		
	裸 眼	矯 正	矯 正 眼 鏡	右	左
右 眼	0.4	1.5	- 2.0 D	前眼部所見	特になし
左 眼	0.5	1.5	- 2.5 D	中間透光体所見	軽度の白内障
				眼底所見	網膜色素変性
(2) ① 視 野 (ゴールドマン視野計を用いる場合は1/4の視標で測定してください。)			(4) 調節機能・輻輳機能・瞳孔		
左			右		
②-1 中心視野 (ゴールドマン視野計を用いる場合は1/2の視標で測定してください。)			(5) まぶたの欠損・まぶたの運動		
左			右		
②-2 中心視野の角度(1/2の測定値)			(6) 眼球の運動		
	上	上外	外	外下	下
右	5	6	7	6	5
左	5	4	5	4	5
	度	度	度	度	度
	内	内上	計		
右	6	5	46		
左	6	5	36		
	度	度	度		
※視野障害がある場合は、左記の(2)①視野と②-1中心視野に測定結果を記入してください。					
⑪ 現時の日常生活能力及び労働能力(必ず記入してください。)	視力は良好であるが、視野が狭いため不自由である。夜盲が強く暗所での労働は不可である。				
⑫ 予 後 (必ず記入してください。)	回復の見込みなし	⑬ 備 考			

「診療録で確認」または本人の申立てでのどちらかを記入してください。本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。

(お願い) 本文の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(お願い) 障害の状態は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

上記のとおり、診断します。 平成 25 年 1 月 10 日

病院又は診療所の名称 ○ ○ ○ 病 院 診療担当科名 眼科

所在地 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ 医師氏名 ○ ○ ○ ○ (印)

(付 記)

○ 本例は、初診日が「平成 10 年 11 月 14 日」で、障害認定日当時の障害の状態が国年令別表及び厚年令別表第 1 に該当しなかったが、その後障害の程度が悪化したため事後重症請求をしてきたものである。

この診断書の障害の状態は、平成 25 年 1 月 10 日現症のもので、年金請求日（平成 25 年 2 月 1 日）以前 3 月以内の診断書であるので、年金請求日の障害の状態はこれで確認できる。

○ 傷病は「網膜色素変性症（両）」による視野障害であるので、⑩の(2)①、②-1、②-2 欄は必ず記載されていなければならない。

■ 認 定

障害の程度は、視野が I / 4 の視標で両眼とも 10 度以内におさまっており、中心視野の 8 方向の角度の大きい右眼が 46 度であることから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると認められるので、2 級 15 号と認定される。

高次脳機能障害 1級の認定事例

(フリガナ) 氏名		〇〇〇〇		生年月日	昭和 31年 10月 10日生 (57歳) 平成	性別	男・女
住所		住居地の郵便番号		都道府県		都市区	
① 障害の原因となつた傷病名	高次脳機能障害		② 傷病の発生日	昭和 22年 7月 26日	③ ①のため初めて医師の診察を受けた日	昭和 22年 7月 26日	④ 本人の発病時の職業
	ICD-10コード(F06.07)		昭和 22年 7月 26日		平成 22年 7月 26日		⑤ 本人の発病時の職業
⑥ 傷病が治つた(症状が固定した状態を含む。)かどうか。		平成 年 月 日 確認推定		症状のよくなる見込・・・有・無・不明		⑦ 既往症	
⑦ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項		⑦ 陳述者の氏名 〇〇〇〇 請求人との続柄 配偶者 職取年月日 23年 1月 15日 平成22年7月26日、自転車走行中に自動車と衝突し受傷、救急搬送された〇〇総合病院で、脳室内出血、両前頭葉内から側頭葉にかけて広範な脳挫傷を認め、他に脾破裂、腎損傷と診断された。搬入時、頭部外傷のため除皮質硬直が出現する状態にあり、意識レベルJcs200と評価され低温療法などの急性期加療を実施した。意識回復後、リハビリテーションの目的で平成23年1月に当院へ転院受診。 暴言暴力、脱抑割等の社会的行動障害の他、記憶障害、注意障害、実行機能障害、意欲低下などの高次脳機能障害及び左片麻痺、運動失調が認められ、目が離せない。					
⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見		高次脳機能障害として記憶障害、注意障害、実行機能障害が顕著に表れていて、身体症状として左片麻痺と運動失調を伴っていた。日常生活のすべてにわたり介助を必要とする状態にあった。					
⑨ 初診年月日		昭和 23年 1月 15日					
⑩ これまでの発育・養育歴等		ア 発育・養育歴		イ 教育歴		ウ 職歴	
(出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入)		特に問題なし		乳児期 不登学・就学猶予 小学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校(普通学級・特別支援学校) その他		電気部品製造会社に勤務	
エ 治療歴(書ききれない場合は⑩「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)							
医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰(軽快・悪化・不変)		
〇〇総合病院	22年 7月～23年 1月	入院・外来	頭部外傷、脳挫傷、脳内出血	手術	軽快		
〇〇リハビリテーション病院	23年 1月～ 年 月	入院・外来	脳挫傷後遺症、高次脳機能障害	薬物療法、リハビリテーション	不変		
年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	入院・外来					
年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	入院・外来					
⑪ 障害の状況 (平成 24年 1月 30日 現症)							
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)				イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。			
前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入してください) 1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明 I 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 刺激性・興奮 3 憂うつ気分 4 自傷企図 5 希死念慮 6 その他() II そう状態 1 行為心逸 2 多弁・多動 3 気分(感情)の異常な高揚・刺激性 4 概念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想 7 その他() III 幻覚妄想状態等 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他() IV 精神運動興奮状態及び昏惑の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 破壊思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他() V 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退 4 その他() VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不眠症 7 その他() ・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ(A・B・C・D) 2 てんかん発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回程度) VII 知能障害等 1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 3 高次脳機能障害 ア 失行 イ 失認 ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 実行機能障害 カ 社会的行動障害 4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他() 5 その他() VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他() IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他症状等() X 乱用、依存等(薬物等名:) 1 乱用 2 依存 XI その他()				頭部外傷後遺症としての高次脳機能障害、特に記憶障害、注意障害、実行機能障害が強く残存している。 脱抑割、易怒性の亢進、突発的に他人に当たり散らすことがある。 新しい事柄を覚えることは困難な記憶障害が認められ、直前のことさえ思い出せないことが多い。一つのことを集中して行うことができず、行動がすぐに中断してしまう。 また、必要な情報を整理、計画、処理する作業ができず、常に他者の指示を要することが多い。			

「診療録で確認または本人の申立てのどちらかでも記入してください。本人の申立ての場合にはそれを記録した年月日を記入してください。」

(お願い) 臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況</p> <p>(ア) 現在の生活環境 (該当するものを○で囲んでください。)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 入院 <input type="radio"/> 入所 <input type="radio"/> 在宅 <input type="radio"/> その他 ()</p> <p>(施設名)</p> <p>同居者の有無 (有 ・ 無)</p> <p>(イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。)</p> <p>[家族以外とは親しい。病院スタッフからの強い働きかけには応じるが自ら意思を伝えることはない。]</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するものにチェックしてください。)</p> <p>(判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)</p> <p>(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど、 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 自発的にできる時 <input type="checkbox"/> には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行う <input type="checkbox"/> ことではできないが助言や指導があればできる <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(2) 身辺の清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 自発的にできる時 <input type="checkbox"/> には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行う <input type="checkbox"/> ことではできないが助言や指導があればできる <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできる時 <input type="checkbox"/> には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(4) 通院と服薬(要・不要)—規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることが <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできる時 <input type="checkbox"/> には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(5) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできる時 <input type="checkbox"/> には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(6) 身辺の安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある。通常と異なる <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできる時 <input type="checkbox"/> には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(7) 社会性—銀行での金銭の出入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできる時 <input type="checkbox"/> には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p>	<p>3 日常生活能力の程度 (該当するものを○で囲んでください。)</p> <p>※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してください。</p> <p>(精神障害)</p> <p>(1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 <small>(たとえば、自発的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)</small></p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に <small>(たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)</small></p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの <small>(たとえば、着しく適正な行動が見受けられる。自発的な発言が少ない。あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)</small></p> <p><input checked="" type="radio"/> (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 <small>(たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)</small></p> <p>(知的障害)</p> <p>(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 <small>(たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度)</small></p> <p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に <small>(たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言があれば作業は可能である。具体的な指示があれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度)</small></p> <p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの <small>(たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度)</small></p> <p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 <small>(たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人でできない程度)</small></p>
<p>エ. 現症時の就労状況</p> <p>○勤務先 ・ 一般企業 ・ 就労支援施設 ・ その他 ()</p> <p>○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他 ()</p> <p>○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に () 日)</p> <p>○ひと月の給与 (円程度)</p> <p>○仕事の内容</p> <p>○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況</p>	<p>オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)</p> <p>左片麻痺あり、身障者手帳4級</p> <p>カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知的障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む)</p> <p>WMS-R 一般的記憶指数50未満、言語性記憶50未満、視覚性記憶指数50未満、注意/集中66未満、遅延再生50未満</p> <p>キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)</p> <p>在宅介護を試みたが、ヘルパーに暴力をふるったため中止した。</p>
<p>⑪ 現症時の日常生活 能力及び労働能力 (必ず記入してください。)</p>	<p>日常生活全般において、常に周囲の頻繁な声かけ、誘導、見守り、介助が必要な状態であり、労働能力は 乏如している。</p>
<p>⑫ 予 後 (必ず記入してください。)</p>	<p>これ以上の改善は難しく、現在の状態のまま持続する。</p>
<p>⑬ 備 考</p>	<p></p>

上記のとおり、診断します。

平成 25年 3月 5日

病院又は診療所の名称 ○○リハビリテーション病院

診療担当科名 リハビリテーション科

所在地 ○○市○○町

医師氏名 ○ ○ ○ ○

印

<高次脳機能障害 1級>

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成22年7月26日」であるので、障害認定日は、1年6月後の「平成24年1月26日」となる。この診断書の障害の状態は、平成24年1月30日現症のもので、障害認定日から3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。

- 傷病は、「高次脳機能障害」であるので、⑩、⑪、⑫欄は必ず記載されていなければならない。

■認 定

障害の程度は、高次脳機能障害の症状である記憶障害、注意障害、遂行機能障害が強く残存しており、脱抑制、易怒性の亢進も認められ、日常生活全般において、常に周囲の頻繁な声かけ、誘導、見守り、介助が必要な状態である。

日常生活能力の判定は、すべて「助言や指導をしてもできない若しくは行わない」であり、日常生活能力の程度は、「精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である」状態であることから、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」に該当すると認められるので、1級10号と認定される。

なお、身体所見（左片麻痺）も認められるが、本例は高次脳機能障害（精神の障害）により認定したものである。

高次脳機能障害 2級の認定事例

氏名 (フリガナ) 氏名		生年月日		昭和 47年 5月 28日生 (46歳)	性別	男() 女()
住所		都道府県 市区				
① 障害の原因となった傷病名 ICD-10コード(F06.07)	② 傷病の発生日	昭和 平成	22年 6月 9日	④ 診断書で確認 本人の申立て (年月日)	本人の発病 時の職業	会社員
	③ ①のため初めて医師の診療を受けた日	昭和 平成	22年 6月 9日	④ 診断書で確認 本人の申立て (年月日)	④ 既存障害	なし
⑥ 傷病が治った(症状が固定した状態を含む。)かどうか	平成 年 月 日	確認 推定	症状のよくなる見込・・・有・無・不明	⑥ 既往症		
⑦ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項	陳述者の氏名 ○○○○ 請求人との続柄 配偶者 職取年月日 23年11月15日 入院5日前から頭痛、発熱、嘔吐が始まり、平成22年6月9日に意識障害とけいれん発作が出現したため救急搬送となり、入院した。入院時画像診断と髄液所見からヘルペス脳炎の診断となり治療された。急性期治療が終了し高次脳機能障害もあることから、転院を勧められ、平成22年9月5日から当院でリハビリテーションを続けている。					
⑧ 診断書作成医療機関における初診時見 初診年月日 昭和 平成	初診時、顕著な記憶障害前方性健忘があり、遂向健忘は約5年、前向健忘は発症時より3か月程も持続していた。自発性低下が強く見られ、見当識障害も認められた。病歴が欠如していて検査が困難であり、家に帰ろうとする行動が目立った。 昭和 平成 22年 9月 5日					
⑨ ア 発育・養育歴	イ 教育歴	ウ 職歴				
これまでの発育・養育歴等 (出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入し)	特に問題を	乳児期 不読学・算学苦手 小学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校(普通学級・特別支援学校) その他				
エ 治療歴(書ききれない場合は⑨「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)						
医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰(軽快・悪化・不変)	
〇〇総合病院	22年6月～22年9月	入院・外来	ヘルペス脳炎	薬物療法	軽快	
〇〇リハビリテーション病院	22年9月～22年12月	入院・外来	ヘルペス脳炎、高次脳機能障害	薬物療法、リハビリ	軽快	
〇〇リハビリテーション病院	23年6月～	入院・外来	ヘルペス脳炎、高次脳機能障害	薬物療法、リハビリ	不変	
年 月～年 月	年 月～年 月	入院・外来				
年 月～年 月	年 月～年 月	入院・外来				
⑩ 障害の状態 (平成 24年 1月 30日 現症)						
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)			イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。			
前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入してください。) 1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明 I 拘りつ状態 1 思考・運動制止 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 自殺企図 5 若死念慮 6 その他() II そうり状態 1 行為心迫 2 多弁・多動 3 気分(感情)の異常な高揚・刺激性 4 観念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想 7 その他() III 幻覚妄想状態等 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他() IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減衰思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他() V 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退 4 その他() VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もろろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他() ・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ(A・B・C・D) 2 てんかん発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度) VII 知能障害等 1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 3 高次脳機能障害 ア 失行 イ 失読 ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害 4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他() 5 その他() VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定的な常同的・反復的な関心と行動 4 その他() IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他() X 服用、依存等(薬物等名) 1 乱用 2 依存 XI その他 []			前案に基づいては前方性の記憶障害であり、5分程度以前のことは思い出すができない状態が続いている。当初は見当識障害が認められたが、その程度は改善している。 自発性低下は入院時より改善しているものかなり重度で、検査上で確認できる遂行機能障害と相俟って日常生活でも家族に促されないとできないことが頻りに生じる。			

「診療録で確認または本人の申立てのどちらかをお書きください。本人の申立ての場合は、それを認めた年月日を記入してください。」

(お願い) 臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

(お願い) 本文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境 (該当するもの一つを○で囲んでください。) 入院 ・ 入所 ・ (在宅) ・ その他 () (施設名) 同居者の有無 (有) ・ 無)</p> <p>(イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。) [家族との意思疎通は可能であるが、家族の指示がないと生活ができないことが多い、そこで感情摩擦が生じる。]</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)</p> <p>(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 自発的にできるが時 <input checked="" type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行 <input type="checkbox"/> 助言や指導をしても <input type="checkbox"/> できない若しくは行 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> には助言や指導を必 <input type="checkbox"/> こ <input type="checkbox"/> とはできないが助言 <input type="checkbox"/> できない若しくは行 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> 要とする</p> <p>(2) 身の清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自らの清潔や片付けができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 自発的にできるが時 <input checked="" type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行 <input type="checkbox"/> 助言や指導をしても <input type="checkbox"/> できない若しくは行 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> には助言や指導を必 <input type="checkbox"/> こ <input type="checkbox"/> とはできないが助言 <input type="checkbox"/> できない若しくは行 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> 要とする</p> <p>(3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物ができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時 <input type="checkbox"/> 助言や指導があれば <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導をしても <input type="checkbox"/> できない若しくは行 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> には助言や指導を必 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> 要とする</p> <p>(4) 通院と服薬(要・不要)—規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時 <input type="checkbox"/> 助言や指導があれば <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導をしても <input type="checkbox"/> できない若しくは行 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> には助言や指導を必 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> 要とする</p> <p>(5) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時 <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導があれば <input type="checkbox"/> 助言や指導をしても <input type="checkbox"/> できない若しくは行 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> には助言や指導を必 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> 要とする</p> <p>(6) 身の安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事象となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時 <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導があれば <input type="checkbox"/> 助言や指導をしても <input type="checkbox"/> できない若しくは行 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> には助言や指導を必 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> 要とする</p> <p>(7) 社会性—銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時 <input type="checkbox"/> 助言や指導があれば <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導をしても <input type="checkbox"/> できない若しくは行 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> には助言や指導を必 <input type="checkbox"/> 要とする <input type="checkbox"/> 要とする</p>	<p>3 日常生活能力の程度 (該当するもの一つを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してください。</p> <p>(精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、自発的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化すると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。) (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない。あっても発音内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)</p> <p>(知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度) (3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度) (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的指導であれば単純作業は可能である。習得していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度) (5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数字の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人でできない程度)</p>
<p>エ 現症時の就労状況</p> <p>○勤務先 ・ 一般企業 ・ 就労支援施設 ・ その他 (退職)</p> <p>○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他 ()</p> <p>○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に () 日)</p> <p>○ひと月の給与 (円程度)</p> <p>○仕事の内容</p> <p>○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況</p>	<p>オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)</p> <p>特になし</p> <p>カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知的障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む)</p> <p>WMS-R: 遅延再生50未満、注意/集中力 92 WAIS-III: IQ 88, BADS: 年齢補正標準化得点 78 RBMT: 5</p> <p>キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)</p> <p>自立訓練利用中</p>
<p>⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)</p>	<p>常時多くの介助を要し、かろうじて日常生活活動のうち食事、用便は自立している程度。労働能力はない。</p>
<p>⑫ 予後 (必ず記入してください。)</p>	<p>予後は不変</p>
<p>⑬ 備考</p>	<p></p>

上記のとおり、診断します。 平成 25年 3月 5日

病院又は診療所の名称 ○○リハビリテーション病院

診療担当科名 精神科

所在地 ○○市○○町

医師氏名 ○ ○ ○ ○



<高次脳機能障害 2級>

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成22年6月9日」であるので、障害認定日は、1年6月後の「平成23年12月9日」となる。この診断書の障害の状態は、平成24年1月30日現症のもので、障害認定日から3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。
- 傷病は、「高次脳機能障害」であるので、⑩、⑪、⑫欄は必ず記載されていなければならない。

■ 認 定

障害の程度は、高次脳機能障害の症状である記憶障害、注意障害、遂行機能障害などがあり、重度の自発性低下と遂行機能障害により日常生活において自発的な活動がほとんどできない状態である。

日常生活能力の判定は、「助言や指導があればできる」又は「助言や指導をしてもできない若しくは行わない」であり、日常生活能力の程度は、「精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である」状態であることから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると認められるので、2級16号と認定される。

高次脳機能障害 3級の認定事例

(フリガナ)氏名		〇〇〇〇		生年月日	昭和43年6月20日生(44歳) 平成	性別	男・女
住所		住所地の郵便番号	〇〇 都道府県		〇〇 市区		
① 障害の原因となった傷病名 ICD-10コード(F06)	② 傷病の発生日		昭和平成	21年5月15日	診察録で確認 本人の申立て (年月日)	本人の発病時の職業	会社員
	③ ①のため初めて医師の診療を受けた日		昭和平成	21年5月15日	診察録で確認 本人の申立て (年月日)	④ 既存障害	なし
⑤ 傷病が治った(症状が固定した状態を含む。)かどうか。		平成 年 月 日	確認 推定	症状のよくなる見込・・・有・無・不明		⑥ 既往症	
⑦ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項	陳述者の氏名 〇〇〇〇 請求人との続柄 家族 聴取年月日 21年7月15日 平成21年5月15日に頭痛、意識障害で来院。〇〇中央病院で前交通動脈瘤破裂によるくも膜下出血と診断され、クリッピング手術を受けた。術後から記憶障害を指摘されるようになり、高次脳機能障害として認知リハビリテーションを実施するため当院に転院した。訓練終了後、自宅での生活を継続するとともに、就労継続支援事業所に不定期に通っている状態である。						
	⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 昭和平成 21年7月15日						
⑨ これまでの発育・養育歴等(出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職業をできるだけ詳しく記入し、)	ア 発育・養育歴		イ 教育歴		ウ 職歴		
	特に問題なし		乳児期 不就学・就学猶予 小学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校(普通学級・特別支援学校) その他		事務職として会社に勤務していた。		
エ 治療歴(書ききれない場合は⑩「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)							
医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰(軽快・悪化・不変)		
〇〇中央病院	21年5月～21年7月	入院・外来	くも膜下出血	手術、リハビリテーション	軽快		
〇〇中央総合病院	21年7月～22年9月	入院・外来	高次脳機能障害	リハビリテーション	軽快		
"	22年9月～ 年 月	入院(外来)	高次脳機能障害	定期的外来通院	不変		
	年 月～ 年 月	入院・外来					
	年 月～ 年 月	入院・外来					
⑩ 障害の状況 (平成22年11月30日 現症)							
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)				イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。			
前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入してください。) 1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明 I 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 刺激性、興奮 3 変うつ気分 4 自殺企図 5 希死念慮 6 その他() II そうり状態 1 行為心逸 2 多弁・多動 3 気分(感情)の異常な高揚・刺激性 4 観念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想 7 その他() III 幻覚妄想状態等 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他() IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減衰思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他() V 統合失調症等関連状態 1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退 4 その他() VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もろろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他() ・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ(A・B・C・D) 2 てんかん発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度) VII 知能障害等 1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 3 高次脳機能障害 ア 失行 イ 失認 ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害 4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他() 5 その他() VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他() IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他() X 乱用、依存等(薬物等名) 1 乱用 2 依存 XI その他()				約1年間の逆向健忘と発症以来の前向健忘が続いていて、最近の出来事も忘れることが多い。 集中できない。注意にむらがある。 作業に時間がかかる。同時に二つのことができない。 ものごとの優先順位がつけられない。			

「診療録で確認または本人の申立て」とのどちらかを○で囲み、本人の申立ての場合はそれを記載した年月日を記入してください。

(お願い)臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

(お願い)太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境 (該当するもの一つを○で囲んでください。) 入院 入所 (在宅) その他 () (施設名) 同居者の有無 (有 (無))</p> <p>(イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。) [家族とは良いが、他人と対人関係を築くことは困難。]</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)</p> <p>(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導 <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(2) 身の周りの清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(4) 通院と服薬(要・不要)—定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(5) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話や自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(6) 身の周りの安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある。通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(7) 社会性—銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p>	<p>3 日常生活能力の程度 (該当するもの一つを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してください。</p> <p>(精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない。あっても発言内容が不適切であったり不明確であったりする。金銭管理ができない場合など。)</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)</p> <p>(知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身近な生活も一人でできる程度)</p> <p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身近な生活についてもおおむね一人でできる程度)</p> <p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身近な生活についても部分的にできる程度)</p> <p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数字の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身近な生活の処理も一人でできない程度)</p>
<p>エ 現症時の就労状況</p> <p>○勤務先 ・ 一般企業 ・ 就労支援施設 ・ その他 ()</p> <p>○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他 ()</p> <p>○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に () 日)</p> <p>○ひと月の給与 (円程度)</p> <p>○仕事の内容</p> <p>○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況</p>	<p>オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)</p> <p>カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を言)</p> <p>WAIS-III:VIQ98,PIQ78,FIQ87 WMS-R:Verbal51, Visual58, General55, Attention96, Delayed 側定不能</p> <p>キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)</p> <p>就労継続支援事業所に不定期に通っている。</p>
<p>⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)</p> <p>⑫ 予後 (必ず記入してください。)</p> <p>⑬ 備考</p>	<p>日常生活活動能力は低下しており、かろうじて自主した生活が出来ているが、適宜援助が必要である。軽易な労務にしか服することが出来ない。</p> <p>同様の状態が続くと考えられる。</p>

上記のとおり、診断します。 平成 25年 3月 5日

病院又は診療所の名称 ○○市立総合病院

診療担当科名 リハビリテーション科

所在地 ○○市○○町

医師氏名 ○ ○ ○ ○

印

<高次脳機能障害 3級>

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成21年5月15日」であるので、障害認定日は、1年6月後の「平成22年11月15日」となる。この診断書の障害の状態は、平成22年11月30日現症のもので、障害認定日から3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。
- 傷病は、「高次脳機能障害」であるので、⑩、⑪、⑫欄は必ず記載されていないといけない。

■ 認 定

障害の程度は、高次脳機能障害の症状である記憶障害、注意障害、遂行機能障害などがあり、日常生活活動能力は低下しており、かろうじて自立した生活ができているが適便援助が必要となっている。また、軽易な労務にしか服することができず、労働に支障をきたしている。

日常生活能力の判定は、「時には助言や指導を必要とする」又は「助言や指導があればできる」であり、日常生活能力の程度は、「精神障害を認め、家庭内の日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である」状態であることから、「労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当すると認められるので、3級13号と認定される。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

障害認定基準及び診断書等の日本年金機構ホームページ掲載
(情報提供)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部 年金相談部、障害年金業務部

目的・趣旨

国民年金・厚生年金保険障害認定基準（以下「障害認定基準」という。）及び診断書等を日本年金機構ホームページ（以下「HP」という。）に掲載しましたのでお知らせします。

ポイント（内容）

○ 掲載書類及び掲載場所

HP掲載書類及び掲載場所は以下のとおりとなります。障害認定基準及び診断書は、平成 25 年 6 月 1 日から障害認定基準が改正されるため、それに伴う変更となります。

掲載書類	掲載場所	HP画面	
障害認定基準	全体版	トップページ>年金を受給している方これから請求する方>障害年金 障害の状況になった方 障害認定基準	別紙 1
	第 1 節 眼の障害		
	第 8 節 精神の障害		
診断書	眼の障害用（ケース 51）	トップページ>申請・届出様式>年金受給者(老齢年金・障害年金・遺族年金)に関する届出・手続き>ケース 51、54、55	別紙 2
	精神の障害用（ケース 54）		
	呼吸器疾患の障害用（ケース 55）		
関係書類	受診状況等証明書	トップページ>申請・届出様式>年金受給者(老齢年金・障害年金・遺族年金)に関する届出・手続き>ケース 57	別紙 2
	受診状況等証明書が添付できない申立書		

照会先
年金給付部給付企画グループ
(担当) 渡邊、桂
(連絡先) [] (直通)



Japan Pension Service

検索

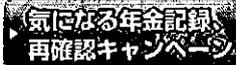
ホーム サイトマップ English

読み上げるには 文字の大きさ 小 中 大

日本年金機構について アニュアルレポート (年次報告書) 採用情報

- 年金に加入している方
これから加入する方
- 年金を受給している方
これから請求する方
- 事業主の方
- 年金Q&A
- 申請・届出様式
- 全国の相談・手続窓口
- 電話での年金相談窓口

トップ > 年金について > 国民年金・厚生年金保険 障害認定基準



申請手続きを調べる

20歳になった方
年金に加入している (する) 方
事業主の方
年金を請求する方
年金受給者の方
海外に居住する方
年金相談をする方

年金のことを調べる

年金制度全般
加入と保険料納付
国民年金
厚生年金保険
<健康保険(協会けんぽ)>
年金の受け取り
老齢年金
障害年金
遺族年金
その他の給付
これから受給する方 (60-65歳)
社会保障協定
各都道府県法

通知書の見方を調べる
(ねんきん定期便や年金受給者
あて各種通知など)

年金記録を調べる
(ねんきんネット)

年金用語集

パンフレット

社会保障教育教材
(厚生労働省ホームページへ)

アクセスランキング

- 1位 年金のことを調べる
 - 2位 申請・届出様式
 - 3位 保険料額表 (平成2...
 - 4位 国民年金保険料
 - 5位 保険料を納めること...
 - 6位 老齢年金(昭和16...
 - 7位 これから受給する方...
- 一覧を見る

国民年金・厚生年金保険 障害認定基準

4-5-20-6761 更新日: 2013年5月31日 印刷用ページ

平成25年6月1日から、障害基礎年金、障害厚生年金の障害認定基準が一部改訂されました。

国民年金・厚生年金保険 障害認定基準 (全体版) PDF

第1 一般的事項

- 1 障害の状態
- 2 傷病
- 3 初診日
- 4 障害認定日
- 5 傷病が治った状態
- 6 事後重症による年金
- 7 基準傷病、基準障害、はじめて2級による年金

PDF

第2 障害認定に当たっての基本的事項

- 1 障害の程度
- 2 認定の時期
- 3 認定の方法

PDF

第3 障害認定に当たっての基準

第1章 障害等級認定基準

第1節 眼の障害

PDF

第2節 聴覚の障害

PDF

第3節 鼻腔機能の障害

PDF

第4節 平衡機能の障害

PDF

第5節 そしゃく・嚥下機能の障害

PDF

第6節 言語機能の障害

PDF

第7節 肢体の障害

第1 上肢の障害

PDF

第2 下肢の障害

PDF

第3 体幹・脊柱の機能の障害

PDF

第4 肢体の機能の障害

PDF

(参考) 肢体の障害関係の測定方法

PDF

第8節 精神の障害

PDF

第9節 神経系統の障害

PDF

第10節 呼吸器疾患による障害

PDF

(参考) 「喘息予防・管理ガイドライン2009 (JGL2009)」より抜粋

第11節 心疾患による障害

PDF

第12節 腎疾患による障害

PDF

第13節 肝疾患による障害

PDF

第14節 血液・造血器疾患による障害

PDF

第15節 代謝疾患による障害

PDF

第16節 悪性新生物による障害

PDF

ケース48：遺族厚生年金の支給が停止されていた方が受けられるようになったとき
[遺族年金受給権者支給停止事由消滅届\(PDF形式：34KB\)](#)

ケース49：決定替遺族基礎年金または寡婦年金受給権者が年金を受けられなくなったとき
[国民年金受給権者支給停止事由該当届\(PDF形式：126KB\)](#)

ケース50：決定替遺族基礎年金または寡婦年金受給権者が年金を受けられるようになったとき
[国民年金受給権者支給停止事由消滅届\(PDF形式：24KB\)](#)

[↑上に戻る](#)

年金請求に使用する診断書・関連書類

※下記の注意事項を必ずお読みください。

ケース51：眼の障害用の診断書を提出するとき

[診断書（眼の障害用）\(PDF形式：1,421KB\)](#)

[診断書（眼の障害用）\(Excel形式：447KB\)](#)

[記入上の注意（眼の障害用）\(PDF形式：539KB\)](#)

[記載要領（眼の障害用）\(PDF形式：492KB\)](#)

ケース52：聴覚・鼻腔機能・平衡感覚・そしゃく・嚥下・言語機能の障害用の診断書を提出するとき

[診断書（聴覚・鼻腔機能・平衡感覚・そしゃく・嚥下・言語機能の障害用）\(PDF形式：521KB\)](#)

[診断書（聴覚・鼻腔機能・平衡感覚・そしゃく・嚥下・言語機能の障害用）\(Excel形式：177KB\)](#)

[記入上の注意（聴覚・鼻腔機能・平衡感覚・そしゃく・嚥下・言語機能の障害用）\(PDF形式：103KB\)](#)

[記載要領（聴覚・鼻腔機能・平衡感覚・そしゃく・嚥下・言語機能の障害用）\(PDF形式：198KB\)](#)

ケース53：肢体の障害用の診断書を提出するとき

[診断書（肢体の障害用）\(PDF形式：1,044KB\)](#)

[診断書（肢体の障害用）\(Excel形式：925KB\)](#)

[記入上の注意（肢体の障害用）\(PDF形式：155KB\)](#)

[記載要領（肢体の障害用）\(PDF形式：1,975KB\)](#)

ケース54：精神の障害用の診断書を提出するとき

[診断書（精神の障害用）\(PDF形式：361KB\)](#)

[診断書（精神の障害用）\(Excel形式：249KB\)](#)

[記入上の注意（精神の障害用）\(PDF形式：84KB\)](#)

[記載要領（精神の障害用）\(PDF形式：638KB\)](#)

ケース55：呼吸器疾患の障害用の診断書を提出しようとするとき

[診断書（呼吸器疾患の障害用）\(PDF形式：2,552KB\)](#)

[診断書（呼吸器疾患の障害用）\(その他の形式：255KB\)](#)

[記入上の注意（呼吸器疾患の障害用）\(PDF形式：59KB\)](#)

[記載要領（呼吸器疾患の障害用）\(PDF形式：663KB\)](#)

ケース56：血液・造血器・その他の障害用の診断書を提出するとき

[診断書（血液・造血器・その他の障害用の障害用）\(PDF形式：4,610KB\)](#)

[診断書（血液・造血器・その他の障害用の障害用）\(Excel形式：242KB\)](#)

[記入上の注意（血液・造血器・その他の障害用の障害用）\(PDF形式：167KB\)](#)

[記載要領（血液・造血器・その他の障害用の障害用）\(PDF形式：1,428KB\)](#)

ケース57：受診状況等証明書を提出しようとするとき

[受診状況等証明書\(PDF形式：75KB\)](#)

[受診状況等証明書が添付できない申立書\(PDF形式：122KB\)](#)

[↑上に戻る](#)

提出についての注意点

平成 25 年 6 月 10 日
 給付情 2013-59
 業管情 2013- 1

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

成年後見人等の事務移管にかかる事前

意見照会に対する回答（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保

本部関係部

事業企画部、年金相談部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨

平成 25 年 4 月 12 日【給付指 2013-62】【業管指 2013-4】「成年後見人等の事務移管にかかる事前意見照会」（指示・依頼）により、各ブロック本部より提出いただいた意見に対する回答を情報提供します。

ポイント（内容）

- 意見及び回答は、別添 1 及び別添 2 のとおりです。
 - ・（別添 1）意見に対する回答〔内容別〕
 - ・（別添 2）意見に対する回答〔ブロック本部別〕
- 業務処理マニュアル及び業務取扱要領については改訂を行い、後日お示しします。

照会先（事務処理全般に関して）
 本部年金給付部給付指導G
 担当 佐竹
 連絡先 []（直通）

本部年金給付部給付企画G
 担当 西條
 連絡先 []（直通）

照会先（後見人等に関して）
 本部業務管理部業務調整G
 担当 草場、押山
 連絡先 []（直通）

意見に対する回答〔内容別〕

項番	内容	意見元 ブロック本部	意見	回答
1	事務処理内容	南関東	システム改修後事務処理として支払機関・口座名義変更時の証書の取扱いについて明確にいただきたい。 (証書を添付させる必要があるのか等)	システム改修後は、受給権者原簿のカナ氏名欄を使用することなく、別途、口座名義の登録が可能となりますので、年金証書の写しの添付は不要となります(年金証書の再交付申請時に、カナ氏名を戻す作業が不要となるため)。
2	事務処理内容	南関東	全国の事務処理が統一されるわかりやすいマニュアルの作成を希望します。	マニュアル改訂時に、事務処理内容を明確に記載します。
3	事務処理内容	近畿	住民基本台帳による住所の更新停止処理について、システム改修後は「届書コード898」による処理が想定されているにもかかわらず、フロー図では届書895号の提出を求めているように見えるため、事務取扱を明確にお示ください。また、取扱の変更によりお客様に対する説明や提出書類の案内を変更する可能性があるため、早期にマニュアル(案)・取扱要領(案)をお示ください。	システム改修後も届書895号の提出は必要であり、入力処理に使用する届書コードが「898」に変更となります。改訂後のマニュアル等は、平成25年8月にお示しする予定です。
4	事務処理内容	中国	P2の3(2)、P4(2)について、今後届書895号の処理は不要になるということでしょうか。不要となる場合は、今まで後見人等の理由で住所の更新停止をしていた方は、自動的に解除になりますか。又は解除申出の勧奨を送付するのでしょうか。	システム改修後も届書895号の提出は必要であり、入力処理に使用する届書コードが「898」に変更となります。通知書等送付先を後見人住所から受給権者住所へ戻す時は、その旨の変更申出書と併せて届書895号(更新停止解除の申出)の提出を受けることで、届書コード898により解除処理を行うこととなります。自動的に解除になることはないため、勧奨送付も行いません。
5	事務処理内容	近畿	現状として成年後見人の取扱いに関する事務所から事務センターへの問い合わせが多く、処理を行う機会が少ない事務所にとっては、現行のマニュアルや取扱要領が解りにくいものであると思われます。的確なお客様対応のため、より解りやすいマニュアル・取扱要領の作成をお願いします。	改訂後のマニュアルに、事務処理内容を明確に記載します。

項番	内容	意見元 ブロック本部	意見	回答
6	事務処理内容	近畿	未支給年金などの給付における後見人あて通知及び管理口座への支払について、システム改修後も従来通りの取扱いでよいか明確にお示ください。また、事務所入力になる場合には、早急にマニュアル(案)・取扱要領(案)をお示ください。	未支給年金の支払にかかる事務取扱は、現行通りで変更はありません。添付書類と併せて、未支給年金請求書を本部へ進達してください。
7	事務処理内容	中国	P26の複数の年金受給者について、一つが本人名義しかできないゆうちょ銀行で、他方が後見人名義の金融機関である場合も振込不可でしょうか。また、振込不能となった場合の再振込の流れは通常の振込不能と同じでしょうか。	口座名義は、現行同様一種類での取扱となります。振込不能となった場合の再振込の流れは、通常の振込不能と同じです。
8	事務処理内容	四国	金融機関(ゆうちょ銀行含む)によって、口座名義の表記方法が違うケースがあり、窓口でお客様とトラブルになるケースがあるため、年金コードの種類によって口座名義を指定できるようにできないでしょうか。	変更後の口座名義は、基礎年金番号ごとにする収録する仕様となっているため、年金コードごとに指定することはできません。
9	事務処理内容	四国	各拠点に事務が移管されることに伴い、マニュアル等の配布を予定されていると思われそうですが、統一的な事務処理体制の確保は、担保されているのでしょうか。レアケースも含め、対処方法・対応方法について、マニュアルへの記載をお願いします。	平成25年8月を目途に、改訂後のマニュアルをお示しすることで、事務処理内容を周知する予定です。
10	事務処理内容	四国	処理サイクルについては、業務スケジュールの諸変更締切サイクルと同様でしょうか。	業務スケジュールの諸変更締切サイクルと同様です。
11	事務処理内容	四国	受給者原簿に成年後見人等の登録をされている場合、支払機関・送付先変更の届出には、「後見人等であることを証明するいずれかの書類」の添付がなくてもよろしいでしょうか。	不適格により後見人等を解任されるケースもあり、変更申出書提出時点で後見人等に選任されている事実の確認が必要となるため、証明書類の添付は省略できません。

項番	内容	意見元 ブロック本部	意見	回答
12	事務処理内容	四国	<p>支払機関・送付先変更が伴わず、成年後見人等の登録(届出書コード898)のみも可能と解釈してよろしいでしょうか。その場合、成年後見人等の登録のみ届出書の作成をお願いできないでしょうか。また、成年後見人等の連絡先について、住所の登録もできないでしょうか。</p> <p>成年後見人等の登録がされていれば、相談マニュアル(来訪編)での相談対応に記載されているように、受給者原簿で成年後見人等であることが確認できる場合は「登録証明書」または「裁判所の審判書の写し+確定証明書」の提示の必要がないため、窓口での相談対応に入りやすく、また、電話での問い合わせの対応範囲が広がると思われれます。</p>	<p>受取機関・送付先変更を伴わない後見人等の収録のみを行うことも可能です。この場合においても、後見人等から変更届出書(同様式)及び証明書類(「登記事項証明書」または「審判書の謄本(写し可)+確定証明書」)の提出が必要となります。</p> <p>また、後見人等の連絡先は、必須情報として電話番号を収録します。住所は、通知書等送付先を後見人住所へ変更する場合のみ必要な情報であるため、必須情報としての収録はできません。</p> <p>なお、後見人等情報を収録できる者は、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人・未成年後見人・不在者財産管理人に限られます。</p> <p>システム改修後は、受給権者原簿の住所欄に「*」表示があり、かつ、後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面に収録されている後見人等氏名と相談申出者である後見人等の氏名が一致する場合に限り、後見人等であることの証明書類(「登記事項証明書」または「審判書の謄本(写し可)+確定証明書」)の提示は不要とします。</p>
13	事務処理内容	四国	<p>システム改修後の「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」に支払機関・送付先変更が伴わず後見人情報が登録された場合、「受給権者原簿記録回答票」に後見人登録表示がされると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>項番12のとおりです。</p>
14	事務処理内容	九州	<p>(事務処理概要への追記についての意見 5)</p> <p>指示・依頼の28ページの変更届出書に添付する添付書類についてですが「審判書の謄本(写し可)」(※審判確定書は無効です)とありますが、年金相談マニュアル(来訪編)の28ページでは相談時の確認書類として「審判書(写し可)+確定証明書」とあります。提出時では確定証明書は不要(無効書類)として、他方、相談時には確定証明書も必要というのは両者に齟齬があり、内容的に統一しないと窓口トラブルにつながる恐れがあるのではないのでしょうか。マニュアルの齟齬の明確化と、事務処理概要の文言の整理をお願いしたい。</p>	<p>変更届出書に添付する証明書類について、現在「審判書の謄本(写し可)」としているところを、「審判書の謄本(写し可)及び審判の確定証明書」に訂正します。マニュアル改訂時にお示ししますので、当面は現行通り取り扱ってください。</p> <p>後見人等選任の審判は、後見人等が審判書謄本を受け取ってから2週間の間に即時抗告(異議)の申立てがない場合に確定します。後見人等は、審判が確定してはじめて受給権者に代わり財産管理を行うことができる権限を有するため、証明書類は、審判書の謄本(写し可)に加え、審判の確定証明書も必要となります。</p> <p>なお、審判が確定した後に登記が行われることから、登記事項証明書は、単独で証明書類となります(現行通り)。</p>

項番	内容	意見元 ブロック本部	意見	回答
15	事務処理内容	九州	(事務処理概要への追記についての意見 3) 「6. よくある質問」に、「後見人等を届け出たあとに、受給権者ご本人(委任を含む)が届出をすることの可否」について明記をお願いしたい。	後見人等が選任されている間に受給権者本人が行った法律行為は、取り消し得る行為となります。よって、受給権者本人から届出があった場合は、後見人等に連絡をとった上で、後見人等が解任されていない状態であれば、後見人等からの再提出を促してください。 後見人等が選任され、財産管理に関する代理権が付与されている間は、受給権者の署名だけでは申出ができず、後見人等の署名・押印が必要となります。 上記内容については、改訂後のマニュアルに記載します。
16	事務処理内容	九州	(事務処理概要への追記についての意見 4) 年金給付の届出ができる後見人等の種類に表記されている成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人・未成年後見人・財産管理人と思われませんが、これら以外の任意後見受任者でのフリガナ変更されている場合がありますが、その場合、何か取扱いに注意することがあれば事例として明記をお願いしたい。	任意後見受任者は、受給権者本人に代わって財産管理ができる人に該当しません。任意後見監督人が選任され、任意後見人となった段階ではじめて届出ができます。取扱いに注意する事例については、整理した上でマニュアル改訂時に別途お示しします。
17	事務処理内容	九州	(事務所受付時の確認について) 事務所の受付のほとんどが添付書類、記入事項、押印等不備の状態センターに送付され、センターからの返戻が多く発生しています。年金事務所での内容点検の徹底が必要と思われ(リーフレット等を事前確認の参考とすれば返戻防止できると思われ)。特に、支払機関・口座名義変更届書については、不備が多いと思われ。事務所受付時の適切な対応の周知が必要と思います。	添付書類、記入事項等については、業務処理マニュアルで確認をお願いします。 事務移管に伴う改訂後の業務処理マニュアルは、別途お示しします。

項番	内容	意見元 ブロック本部	意見	回答
18	システム仕様	北海道	「別添1」P4(2)「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会」画面について、「基礎年金番号情報照会回答票(基本情報)【020】」から確認(アクセス)できるようにしてほしい。	年金受給権者にかかる処理であることから、受給権者原簿の住所欄に「*」で表示することとします。また、「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会」画面については、表示する情報の多さを考慮して、受給権者原簿及び基本情報(基020)とは別画面で表示することとし、当該画面の存在については、「*」表示の有無をもって確認する仕様とします。
19	システム仕様	近畿	後見人情報については、受給権者原簿とは別の新たな届書コードによる表示が想定されていますが、相談業務において非効率なため、受給権者原簿上で確認できるようにしてください。	「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会」画面については、表示する情報の多さを考慮して、受給権者原簿とは別画面で表示することとします。当該画面の存在については、受給権者原簿の住所欄の「*」表示の有無をもって確認する仕様とします。
20	システム仕様	近畿	項番19が困難であれば、受給権者原簿に「受給者の住民票上住所」が、「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」に「送付先住所」が、それぞれ表示されるようにしてください。	通知書等はすべての受給権者に送付されることから、「送付先住所」は受給権者原簿に表示します。受給権者の住民票住所は、別途収録することが可能となる項目であるため、受給権者原簿とは別に、「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」に表示します。
21	システム仕様	北海道	年金分割改定者と同様に「基礎年金番号情報照会回答票(基本情報)【020】」画面に、「後見人」と表示するなど、わかりやすい表示に改善してほしい。	
22	システム仕様	近畿	事故防止の観点から、受給権者原簿における「後見人登録表示」について、記号「*」ではなく、「後見あり」等の文字で表示すべきと思われます。	

項番	内容	意見元 ブロック本部	意見	回答
23	システム仕様	南関東	新規裁定請求書入力時に登録できるシステムとしていただきたい。 現行の事務処理としては、新規請求入力の際、支払保留「4」入力にて対応しているが、システム改修後も711入力時に同時入力ができるようには読み取れない。証番がたつてから841,899等入力するのであれば、締日によっては初回の支払いに影響が出てしまうと思われる。	年金請求書とは別に変更申出書が提出されるため、システム上も新規裁定処理とは別に諸変更処理として取り扱うこととします。 新規裁定処理とその後の諸変更処理は、同一サイクル内で完了するよう業務スケジュールを確認の上、入力願います。同一サイクル内で処理が完了すれば、年金支払に影響は出ないため、支払保留「4」の入力は不要です。
24	システム仕様	南関東	別添1-4-(2) 受給権者原簿画面についてシステム改修後の画面表示について、住所欄の「*」のみで後見人情報(登録)の有無を判断することとなるが、氏名および住所に後見人情報が表示されていない場合に見落としてしまう可能性があるため、氏名や住所の色を変更するなどの機能を追加してほしい(後見人情報がある場合、該当氏名や住所の文字表示が青字になる等)	受給権者原簿の構成上、後見人情報の有無を表示するために必要かつ最小限の範囲で、システム改修を行うこととなりました。文字の色表示も経費的に困難であるため、住所欄の「*」表示をもって後見人情報を確認いただくことでご理解願います。
25	システム仕様	南関東	別添1-4-(2) 処理内容について通常の住所変更や更新停止処理と同様に、改定記録画面に変更履歴が収録されると解釈してよろしいか(変更履歴や処理した課所が確認できないと、以前の経過を確認しなければならないような場合に支障があるため)	改定記録画面に変更履歴は収録されません。 変更履歴は、「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」で表示される仕様となっており、同画面で入力課所も表示されます。
26	システム仕様	近畿	管理口座名義や別送先住所の登録については文字数が多くなるため、「届書コード899」の入力可能範囲について、十分な文字数の確保をお願いします。	口座名義は、半角カナで50文字まで入力可能です(振込データの表示は、25文字目まで)。 別送先住所は、住所変更処理(届書コード841)で入力するため、文字数は現行通り46文字までとなります。

項番	内容	意見元 ブロック本部	意見	回答
27	システム仕様	中国	後見人名義の口座を899号で登録処理する際、年金太郎成年後見人 年金花子のように名義が3つ以上に分かっている場合は、それにあわせて入力できますでしょうか。それとも受給権者氏名と同様に2つにしか分けられませんでしょうか。	3つ以上に分かれていても、それにあわせて入力可能です。
28	システム仕様	四国	システム改修後の「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」で登録日の表示はされるのでしょうか。	「更新年月日」・「取消年月日」が表示されます。
29	システム仕様	四国	すでに機構本部においてデータ管理中の被成年後見人等の受給権者についても、システム改修後の平成25年9月からの照写になるのでしょうか。	システム改修前約2か月の間に処理された者を除き、平成25年9月からの照写となります。当該約2か月間の処理者については、システム改修後最初の諸変更処理締切日までに照写する予定です。 なお、後見人等氏名と連絡先(電話番号)は、現行システム上、データ管理を行っていないため、平成25年9月以降も照写はされません。
30	システム仕様	九州	(その他・・・システム上の件) 受給者原簿記録の住所変更をした場合、基礎番(020届書等)画面の住所とリンクするようにシステムの改修をしていただきたい。(被保険者は除く)	現行通り、受給権者(被保険者である場合を除く)の場合は、基020画面にリンクする仕様となっています。
31	システム仕様 DV被害者	南関東	指示・依頼 3 関連事項について DV被害者にかかる住民票住所についても登録が可能とあるが、入力コードは「898」で良いのか。また、「898」で良いのであれば、処理名が後見人関連の事務処理のみでできるものと誤解してしまう可能性があるため処理名を変更していただきたい	入力コードは、「898」となります。 また、入力画面での処理名は「後見人情報・住民票住所登録処理」となります。「898」では、受給権者の住民票住所の登録(契機は、後見人・DV被害者・居所者)に加え、後見人情報の収録も可能であることから、この処理名とします。

項番	内容	意見元 ブロック本部	意見	回答
32	DV被害者	南関東	指示・依頼 3 関連事項について DV被害者にかかる進達事務に変更はないとあるが、本年9月以降については、事務所等において、DV被害者の住所登録などを行い、その後進達するということなのか。 DV被害者に対する事務処理については、慎重な対応を必要とすることから、新たな事務処理フロー図等を示していただきたい。	DV被害者の住民票住所登録は、現行通り本部で行います。年金事務所・事務センターでの事務処理内容に変更はないため、事務処理フローも現行通りとなります。
33	DV被害者 居所者	中部	指示依頼の3 関連事項にはシステム改修を行うことにより、居所登録者及びDV被害者にかかる住民票住所についても登録が可能となります。とあるが成年後見人等からの申し出以外の事務処理手順が示されていないので、記載すべき。	居所者については、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。事務処理手順については、別途お示しします。 また、DV被害者にかかる住民票住所登録は、システム改修後も本部において行うことから、進達事務に変更はありません。
34	DV被害者 居所者	近畿	居所登録者やDV被害者にかかる事務取扱を明確にお示しください。	居所者については、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。事務処理手順については、別途お示しします。 また、DV被害者にかかる住民票住所登録は、システム改修後も本部において行うことから、進達事務に変更はありません。

項番	内容	意見元 ブロック本部	意見	回答
35	居所者	東北	事務移管の見直しに伴い、本人からの居所登録の申し出にも対応できるシステムの構築を願います。 被災地では、行政の指導により、住民票は動かさずに仮設住宅に住んでいる方が多く、郵便局への転送届で対応されている方、住民票は異動せず原簿上の住所を変更されている方等様々います。町村をまたがったの仮設への入居をされている方もいることから、介護保険料等の特別徴収を確実にを行うためには、対応できるシステムや一定のルール付けが必要です。	居所者についても、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。 また、システム上は届書コード「898」を使用し、住民票住所の入力を行います。
36	居所者	東北	障害年金の受給者について、本人の住所ではなく、家族への通知を希望される場合があるが、後見人等の資格がない場合には登録は当然できません。 特に、二十歳前障害の所得連名簿の際などは、所得状況届が未提出となり、年金支給が保留となることが多く、家族への通知を別管理すること等で煩雑な対応をせざるを得ない場合があり、家族からの申し出で登録がおこなえるシステムや一定のルール付けが欲しいです。	居所者についても、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。 ご意見のケースは居所者ではありませんが、お客様サービス向上の観点から、通知書等送付先＝居所とみなしたご対応をお願いします。
37	居所者	中国	今回の取り扱いについては、意見はありませんが、成年後見人等が指定されていない方でも住所と郵便物の送付先を別(例えば、家族、親族等で監護されている方)に希望される方があります。そうした方々の対応についても検討をお願いします。	居所者についても、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。 ご意見のケースは居所者ではありませんが、お客様サービス向上の観点から、通知書等送付先＝居所とみなしたご対応をお願いします。
38	居所者	中部	居所登録者については、住民票住所の確認を行った上で登録を行います。となっているが、特別徴収されている人が居所登録を希望する場合は住民票の確認は不要とする。	居所者については、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。住民票住所の確認方法も含め、事務処理手順については、別途お示しします。

項番	内容	意見元 ブロック本部	意見	回答
39	変更申出書の 様式	南関東	別添4 新様式について 印鑑省略ができない旨記載していただきたい 送付先住所欄と、住民票住所欄が並んでいるため、誤記入しやすと思われるため、通知書等送付先を後見人等氏名欄の下に配置するなど、レイアウトを変更していただきたい	印鑑省略ができない旨は、変更申出書の記入例で記載しておりますが、押印漏れ防止のために、変更申出書にも記載することを検討いたします。 住所欄については、入力項目順に配置していますので、お示したレイアウトとなります。
40	変更申出書の 様式	近畿	(別添4)について、届書記載事項の誤認による事務処理誤り防止のため、口座名義変更申出書の④「口座名義(カナ)」の記載欄を大きくしてください。	表示内容も含め、記載欄の変更を検討します。
41	変更申出書の 様式	四国	変更後の受取機関(届出書コード899)の「④口座名義(カナ)」の表記を「④口座名義(カタカナでご記入ください)」と記載してはどうでしょうか。お客様が漢字で記入されることが大半のため、後でフリガナをうってもらっています。	ご指摘のとおり、表記を「④口座名義(カタカナでご記入ください)」へ変更します。
42	書類の保管	北海道	一般の住所・支払機関変更届と別保管する必要があると思うが、処理後の届書保管の具体的な取扱いを示してほしい。	変更申出書、届書895号ともに保管期限は1年とし、同時に提出された両届書は合わせて編綴の上、保管してください。
43	書類の保管	中国	各届書の保存年限・分類を明記すること。	変更申出書、届書895号ともに保管期限は1年とし、同時に提出された両届書は合わせて編綴の上、保管してください。

項番	内容	意見元 ブロック本部	意見	回答
44	その他	南関東	別添1-4-(2) 入力課所についてシステム改修後の入力課所が「年金事務所等」となっているのは、各県の状況により事務所でも事務センターでも良いということでしょうか。(県内の取扱いを統一したいと考えているため)	機構の組織規程では、受付を年金事務所で、審査・入力を事務センターで行うこととなっているため、入力は原則事務センターで行うこととなります。
45	その他	九州	(事務処理概要への追記についての意見 1) 変更後の「成年後見人等からの変更申出書」は通常の「受給権者住所・支払機関変更届」と同様の入力処理手順となります。処理主体を「年金事務所等」と表現されていますが、業務処理マニュアル年金給付編に照らして、受付主体を年金事務所で、審査入力主体を事務センターで処理する旨を訂正のうえ明記をお願いしたい。	機構の組織規程では、受付を年金事務所で、審査・入力を事務センターで行うこととなっているため、入力は原則事務センターで行うこととなります。
46	その他	近畿	平成25年度の障害基礎年金における連名簿事務について、成年後見制度を利用している受給者の所得状況確認届取扱事務は、去年と同じ取扱いでよいかお示しください。	昨年と同じ取扱となります。
47	その他	中国	後見人設定された場合、障害基礎年金所得連名簿⇒原簿変更前住所・所得状況届⇒成年後見人送付先住所で作成されている。今回のシステム改修案により、「後見人情報・口座名義等記録照会」が創設され住民票住所の確認が容易となる。システム改修後の所得連名簿出力市区町について、変更が行われるのでしょうか。	システム改修後は、「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」に収録されている住民票住所地の市区町村に、所得連名簿が送付されます。
48	その他	中国	実施時期について、前倒しもご検討いただきたい。	システム改修完了までに準備期間を要するため、平成25年9月の実施でご了解ください。
49	その他	九州	(事務処理概要への追記についての意見 2) 成年後見人については、法的な問題が絡む案件のため、新システム導入後、処理手続きに関係する相談を行う場合、その相談先は本部のどこの部署になるのか、明記をお願いしたい。	成年後見人事務の相談先は、本部業務管理部業務調整グループとなります。

意見に対する回答〔ブロック本部別〕

【北海道ブロック本部】

項番	意見	回答
1	「別添1」P4(2)「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会」画面について、「基礎年金番号情報照会回答票(基本情報)【020】」から確認(アクセス)できるようにしてほしい。	年金受給権者にかかる処理であることから、受給権者原簿の住所欄に「*」で表示することとします。また、「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会」画面については、表示する情報の多さを考慮して、受給権者原簿及び基本情報(基020)とは別画面で表示することとし、当該画面の存在については、「*」表示の有無をもって確認する仕様とします。
2	年金分割改定者と同様に「基礎年金番号情報照会回答票(基本情報)【020】」画面に、「後見人」と表示するなど、わかりやすい表示に改善してほしい。	[Redacted]
3	一般の住所・支払機関変更届と別保管する必要があると思うが、処理後の届書保管の具体的な取扱いを示してほしい。	変更申出書、届書895号ともに保管期限は1年とし、同時に提出された両届書は合わせて編綴の上、保管してください。

【東北ブロック本部】

項番	意見	回答
1	<p>事務移管の見直しに伴い、本人からの居所登録の申し出にも対応できるシステムの構築を願います。</p> <p>被災地では、行政の指導により、住民票は動かさずに仮設住宅に住んでいる方が多く、郵便局への転送届で対応されている方、住民票は異動せず原簿上の住所を変更されている方等様々います。町村をまたがっての仮設への入居をされている方もいることから、介護保険料等の特別徴収を確実にを行うためには、対応できるシステムや一定のルール付けが必要です。</p>	<p>居所者についても、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。</p> <p>また、システム上は届書コード「898」を使用し、住民票住所の入力を行います。</p>
2	<p>障害年金の受給者について、本人の住所ではなく、家族への通知を希望される場合があるが、後見人等の資格がない場合には登録は当然できません。</p> <p>特に、二十歳前障害の所得連名簿の際などは、所得状況届が未提出となり、年金支給が保留となることが多く、家族への通知を別管理すること等で煩雑な対応をせざるを得ない場合があります。家族からの申し出で登録がおこなえるシステムや一定のルール付けが欲しいです。</p>	<p>居所者についても、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。</p> <p>ご意見のケースは居所者ではありませんが、お客様サービス向上の観点から、通知書等送付先＝居所とみなしたご対応をお願いします。</p>

【南関東ブロック本部】

項番	意見	回答
1	指示・依頼 3 関連事項について DV被害者にかかる住民票住所についても登録が可能とあるが、入力コードは「898」で良いのか。また、「898」で良いのであれば、処理名が後見人関連の事務処理のみできるものと誤解してしまう可能性があるため処理名を変更していただきたい	入力コードは、「898」となります。 また、入力画面での処理名は「後見人情報・住民票住所登録処理」となります。「898」では、受給権者の住民票住所の登録(契機は、後見人・DV被害者・居所者)に加え、後見人情報の収録も可能であることから、この処理名とします。
2	指示・依頼 3 関連事項について DV被害者にかかる進達事務に変更はないとあるが、本年9月以降については、事務所等において、DV被害者の住所登録などを行い、その後進達するというものなのか。 DV被害者に対する事務処理については、慎重な対応を必要とすることから、新たな事務処理フロー図等を示していただきたい。	DV被害者の住民票住所登録は、現行通り本部で行います。年金事務所・事務センターでの事務処理内容に変更はないため、事務処理フローも現行通りとなります。
3	全体 新規裁定請求書入力時に登録できるシステムとしていただきたい。 現行の事務処理としては、新規請求入力の際、支払保留「4」入力にて対応しているが、システム改修後も711入力時に同時入力ができるようには読み取れない。証番がたってから841,899等入力するのであれば、締日によっては初回の支払いに影響が出てしまうと思われる。	年金請求書とは別に変更申出書が提出されるため、システム上も新規裁定処理とは別に諸変更処理として取り扱うこととします。 新規裁定処理とその後の諸変更処理は、同一サイクル内で完了するよう業務スケジュールを確認の上、入力願います。同一サイクル内で処理が完了すれば、年金支払に影響は出ないため、支払保留「4」の入力は不要です。
4	全体 システム改修後事務処理として支払機関・口座名義変更時の証書の取扱いについて明確にしていきたい。(証書を添付させる必要があるのか等)	システム改修後は、受給権者原簿のカナ氏名欄を使用することなく、別途、口座名義の登録が可能となりますので、年金証書の写しの添付は不要となります(年金証書の再交付申請時に、カナ氏名を戻す作業が不要となるため)。
5	全体 全国の事務処理が統一されるわかりやすいマニュアルの作成を希望します。	マニュアル改訂時に、事務処理内容を明確に記載します。

【南関東ブロック本部】

項番	意見	回答
6	別添1-4-(2) 受給権者原簿画面について システム改修後の画面表示について、住所欄の「*」のみで後見人情報(登録)の有無を判断することとなるが、氏名および住所に後見人情報が表示されていない場合に見落としてしまう可能性があるため、氏名や住所の色を変更するなどの機能を追加してほしい(後見人情報がある場合、該当氏名や住所の文字表示が青字になる等)	受給権者原簿の構成上、後見人情報の有無を表示するために必要かつ最小限の範囲で、システム改修を行うこととなりました。文字の色表示も経費的に困難であるため、住所欄の「*」表示をもって後見人情報を確認いただくことでご理解願います。
7	別添1-4-(2) 処理内容について 通常の住所変更や更新停止処理と同様に、改定記録画面に変更履歴が収録されると解釈してよろしいか(変更履歴や処理した課所が確認できないと、以前の経過を確認しなければならないような場合に支障があるため)	改定記録画面に変更履歴は収録されません。 変更履歴は、「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」で表示される仕様となっており、同画面で入力課所も表示されません。
8	別添1-4-(2) 入力課所について システム改修後の入力課所が「年金事務所等」となっているのは、各県の状況により事務所でも事務センターでも良いということでしょうか。(県内の取扱いを統一したいと考えているため)	機構の組織規程では、受付を年金事務所で、審査・入力を事務センターで行うこととなっているため、入力は原則事務センターで行うこととなります。
9	別添4 新様式について 印鑑省略ができない旨記載していただきたい 送付先住所欄と、住民票住所欄が並んでいるため、誤記入しやすいと思われるため、通知書等送付先を後見人等氏名欄の下に配置するなど、レイアウトを変更していただきたい	印鑑省略ができない旨は、変更申出書の記入例で記載しておりますが、押印漏れ防止のために、変更申出書にも記載することを検討いたします。 住所欄については、入力項目順に配置していますので、お示したレイアウトとなります。

【中部ブロック本部】

項番	意見	回答
1	指示依頼の3 関連事項にはシステム改修を行うことにより、居所登録者及びDV被害者にかかる住民票住所についても登録が可能となります。とあるが成年後見人等からの申し出以外の事務処理手順が示されていないので、記載すべき。	居所者については、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。事務処理手順については、別途お示しします。また、DV被害者にかかる住民票住所登録は、システム改修後も本部において行うことから、進達事務に変更はありません。
2	居所登録者については、住民票住所の確認を行った上で登録を行います。となっているが、特別徴収されている人が居所登録を希望する場合は住民票の確認は不要とする。	居所者については、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。住民票住所の確認方法も含め、事務処理手順については、別途お示しします。

【近畿ブロック本部】

項番	意見	回答
1	住民基本台帳による住所の更新停止処理について、システム改修後は「届書コード898」による処理が想定されているにもかかわらず、フロー図では届書895号の提出を求めているように見えるため、事務取扱を明確にお示してください。また、取扱の変更によりお客様に対する説明や提出書類の案内を変更する可能性があるため、早期にマニュアル(案)・取扱要領(案)をお示してください。	システム改修後も届書895号の提出は必要であり、入力処理に使用する届書コードが「898」に変更となります。 改訂後のマニュアル等は、平成25年8月にお示しする予定です。
2	現状として成年後見人の取扱いに関する事務所から事務センターへの問い合わせが多く、処理を行う機会が少ない事務所にとっては、現行のマニュアルや取扱要領が解りにくいものであると思われます。的確なお客様対応のため、より解りやすいマニュアル・取扱要領の作成をお願いします。	改訂後のマニュアルに、事務処理内容を明確に記載します。
3	項番1及び項番2について、居所登録者やDV被害者についても同様にお示ください。	居所者については、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。事務処理手順については、別途お示しします。また、DV被害者にかかる住民票住所登録は、システム改修後も本部において行うことから、進達事務に変更はありません。
4	未支給年金などの給付における後見人あて通知及び管理口座への支払について、システム改修後も従来通りの取扱いでよいか明確にお示してください。また、事務所入力になる場合には、早急にマニュアル(案)・取扱要領(案)をお示してください。	未支給年金の支払にかかる事務取扱は、現行通りで変更はありません。添付書類と併せて、未支給年金請求書を本部へ進達してください。
5	管理口座名義や別送先住所の登録については文字数が多くなるため、「届書コード899」の入力可能範囲について、十分な文字数の確保をお願いします。	口座名義は、半角カナで50文字まで入力可能です(振込データの表示は、25文字目まで)。 別送先住所は、住所変更処理(届書コード841)で入力するため、文字数は現行通り46文字までとなります。

【近畿ブロック本部】

項番	意見	回答
6	(別添4)について、届書記載事項の誤認による事務処理誤り防止のため、口座名義変更申出書の④「口座名義(カナ)」の記載欄を大きくしてください。	表示内容も含め、記載欄の変更を検討します。
7	後見人情報については、受給権者原簿とは別の新たな届書コードによる表示が想定されていますが、相談業務において非効率なため、受給権者原簿上で確認できるようにしてください。	「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会」画面については、表示する情報の多さを考慮して、受給権者原簿とは別画面で表示することとします。当該画面の存在については、受給権者原簿の住所欄の「*」表示の有無をもって確認する仕様とします。
8	項番7が困難であれば、受給権者原簿に「受給者の住民票上住所」が、「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」に「送付先住所」が、それぞれ表示されるようにしてください。	通知書等はすべての受給権者に送付されることから、「送付先住所」は受給権者原簿に表示します。受給権者の住民票住所は、別途収録することが可能となる項目であるため、受給権者原簿とは別に、「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」に表示します。
9	事故防止の観点から、受給権者原簿における「後見人登録表示」について、記号「*」ではなく、「後見あり」等の文字で表示すべきと思われます。	[Redacted]
10	平成25年度の障害基礎年金における連名簿事務について、成年後見制度を利用している受給者の所得状況確認届取扱事務は、去年と同じ取扱いでよいかお示しください。	昨年と同じ取扱となります。

【中国ブロック本部】

項番	意見	回答
1	P2の3(2)、P4(2)について、今後届書895号の処理は不要になるということで良いでしょうか。不要となる場合は、今まで後見人等の理由で住所の更新停止をしていた方は、自動的に解除になりますか。又は解除申出の勧奨を送付するのでしょうか。	システム改修後も届書895号の提出は必要であり、入力処理に使用する届書コードが「898」に変更となります。 通知書等送付先を後見人住所から受給権者住所へ戻す時は、その旨の変更申出書と併せて届書895号(更新停止解除の申出)の提出を受けることで、届書コード898により解除処理を行うこととなります。 自動的に解除になることはないため、勧奨送付も行いません。
2	P26の複数の年金受給者について、一つが本人名義しかできないゆうちょ銀行で、他方が後見人名義の金融機関である場合も振込不可でしょうか。また、振込不能となった場合の再振込の流れは通常の振込不能と同じでしょうか。	口座名義は、現行同様一種類での取扱となります。 振込不能となった場合の再振込の流れは、通常の振込不能と同じです。
3	後見人名義の口座を899号で登録処理する際、年金太郎 成年後見人 年金花子のように名義が3つ以上に分かれている場合は、それにあわせて入力できますでしょうか。それとも受給権者氏名と同様に2つにしか分けられませんでしょうか。	3つ以上に分かれていても、それにあわせて入力可能です。
4	届書の保存期限について、通常の住所・金融機関届と同じ1年保存でしょうか。それとも受給権者以外に振り込むため永年保存等長期に保存すべきでしょうか。また、後から書類を確認する場合もあるかと思いますが、改定画面等でどこで処理をしたかわかりますでしょうか。	変更申出書、届書895号ともに保管期限は1年とし、同時に提出された両届書は合わせて編綴の上、保管してください。 また、処理履歴は改定記録画面では表示されない仕様となっています。処理履歴は、新設される「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」で確認することができます。
5	後見人設定された場合、障害基礎年金所得連名簿⇒原簿変更前住所・所得状況届⇒成年後見人送付先住所で作成されている。今回のシステム改修案により、「後見人情報・口座名義等記録照会」が創設され住民票住所の確認が容易となる。システム改修後の所得連名簿出力市区町について、変更が行われるのでしょうか。	システム改修後は、「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」に収録されている住民票住所地の市区町村に、所得連名簿が送付されます。

【中国ブロック本部】

項番	意見	回答
6	実施時期について、前倒しもご検討いただきたい。	システム改修完了までに準備期間を要するため、平成25年9月の実施でご了解ください。
7	各届書の保存年限・分類を明記すること。	変更申出書、届書895号ともに保管期限は1年とし、同時に提出された両届書は合わせて編綴の上、保管してください。
8	今回の取り扱いについては、意見はありませんが、成年後見人等が指定されていない方でも住所と郵便物の送付先を別(例えば、家族、親族等で監護されている方)に希望される方があります。そうした方々の対応についても検討をお願いします。	居所者についても、別途住民票住所の収録を行うことができるよう事務処理を整理します。 ご意見のケースは居所者ではありませんが、お客様サービス向上の観点から、通知書等送付先＝居所とみなしたご対応をお願いします。

【四国ブロック本部】

項番	意見	回答
1	すでに機構本部においてデータ管理中の被成年後見人等の受給権者についても、システム改修後の平成25年9月からの照写になるのでしょうか。	システム改修前約2か月の間に処理された者を除き、平成25年9月からの照写となります。当該約2か月間の処理者については、システム改修後最初の諸変更処理締切日までに照写する予定です。 なお、後見人等氏名と連絡先(電話番号)は、現行システム上、データ管理を行っていないため、平成25年9月以降も照写はされません。
2	各拠点に事務が移管されることに伴い、マニュアル等の配布を予定されていると思われませんが、統一的な事務処理体制の確保は、担保されているのでしょうか。 レアケースも含め、対処方法・対応方法について、マニュアルへの記載をお願いします。	平成25年8月を目途に、改訂後のマニュアルをお示しすることで、事務処理内容を周知する予定です。
3	支払機関・送付先変更が伴わず、成年後見人等の登録(届出書コード898)のみも可能と解釈してよろしいでしょうか。その場合、成年後見人等の登録のみ届出書の作成をお願いできないでしょうか。また、成年後見人等の連絡先について、住所の登録もできないでしょうか。 成年後見人等の登録がされていれば、相談マニュアル(来訪編)での相談対応で記載されているように、受給者原簿で成年後見人等であることが確認できる場合は「登録証明書」または「裁判所の審判書の写し+確定証明書」の提示の必要がないため、窓口での相談対応に入りやすく、また、電話での問い合わせの対応範囲が広がると思われま	受取機関・送付先変更を伴わない後見人等の収録のみを行うことも可能です。この場合においても、後見人等から変更申出書(同様式)及び証明書類(「登記事項証明書」または「審判書の謄本(写し可)+確定証明書」)の提出が必要となります。 また、後見人等の連絡先は、必須情報として電話番号を収録します。住所は、通知書等送付先を後見人住所へ変更する場合のみ必要な情報であるため、必須情報としての収録はできません。 なお、後見人等情報を収録できる者は、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人・未成年後見人・不在者財産管理人に限られます。 システム改修後は、受給権者原簿の住所欄に「*」表示があり、かつ、後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面に収録されている後見人等氏名と相談申出者である後見人等の氏名が一致する場合に限り、後見人等であることの証明書類(「登記事項証明書」または「審判書の謄本(写し可)+確定証明書」)の提示は不要とします。

【四国ブロック本部】

項番	意見	回答
4	システム改修後の「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」に支払機関・送付先変更が伴わず後見人情報が登録された場合、「受給権者原簿記録回答票」に後見人登録表示がされると解釈してよろしいでしょうか。	項番3のとおりです。
5	システム改修後の「後見人情報・受給権者の住民票住所・口座名義照会画面」で登録日の表示はされるのでしょうか。	「更新年月日」・「取消年月日」が表示されます。
6	処理サイクルについては、業務スケジュールの諸変更締切サイクルと同様でしょうか。	業務スケジュールの諸変更締切サイクルと同様です。
7	金融機関(ゆうちょ銀行含む)によって、口座名義の表記方法が違うケースがあり、窓口でお客様とトラブルになるケースがあるため、年金コードの種類によって口座名義を指定できるようにできないでしょうか。	変更後の口座名義は、基礎年金番号ごとにする収録する仕様となっているため、年金コードごとに指定することはできません。
8	変更後の受取機関(届出書コード899)の「④口座名義(カナ)」の表記を「④口座名義(カタカナでご記入ください)」と記載してはどうでしょうか。お客様が漢字で記入されることが大半のため、後でフリガナをうってもらっています。	ご指摘のとおり、表記を「④口座名義(カタカナでご記入ください)」へ変更します。
9	受給者原簿に成年後見人等の登録をされている場合、支払機関・送付先変更の届出には、「後見人等であることを証明するいずれかの書類」の添付がなくてもよろしいでしょうか。	不適格により後見人等を解任されるケースもあり、変更申出書提出時点で後見人等に選任されている事実の確認が必要となるため、証明書類の添付は省略できません。

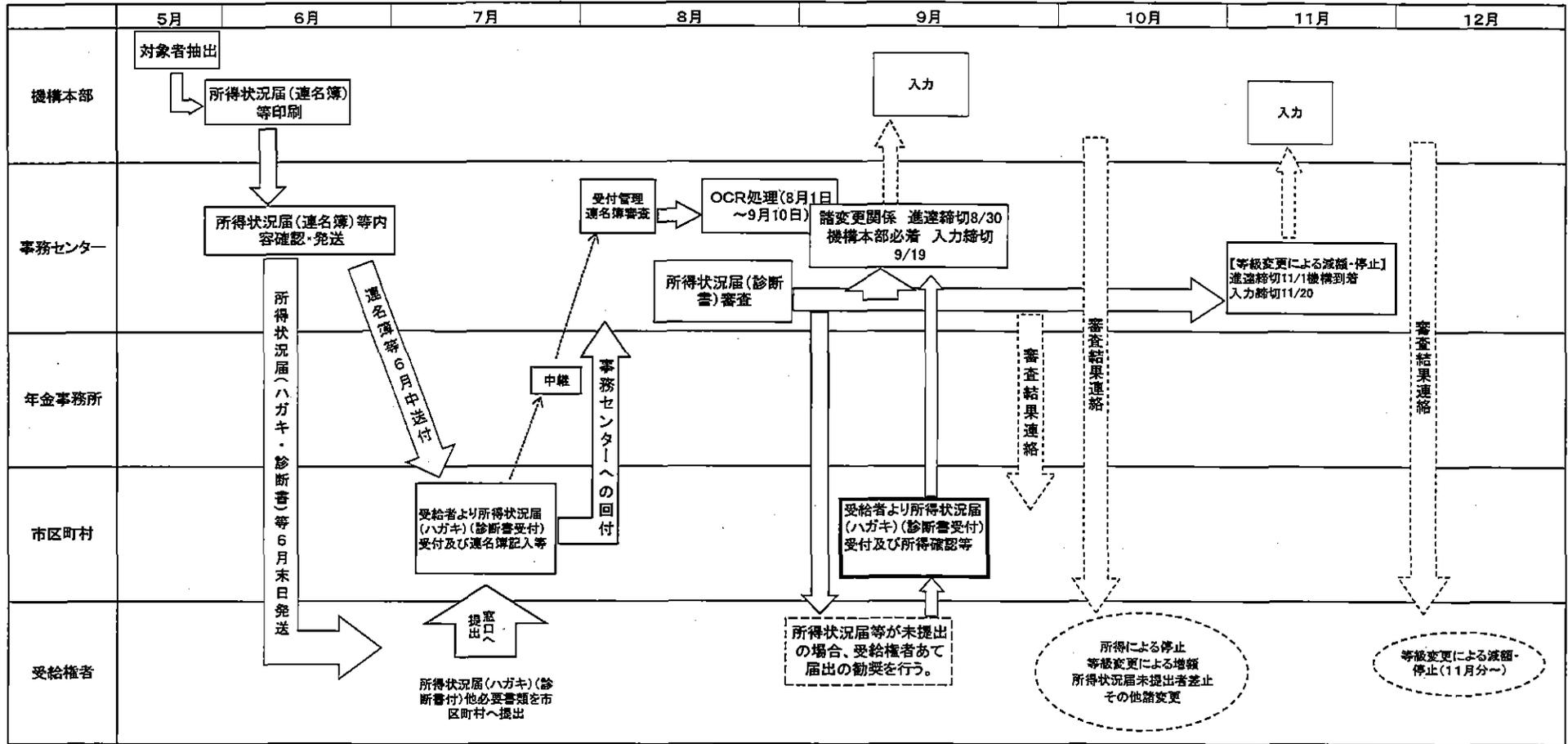
【九州ブロック本部】

項番	意見	回答
1	<p>(事務処理概要への追記についての意見 1) 変更後の「成年後見人等からの変更申出書」は通常の「受給権者住所・支払機関変更届」と同様の入力処理手順となります。処理主体を「年金事務所等」と表現されていますが、業務処理マニュアル年金給付編に照らして、受付主体を年金事務所で、審査入力主体を事務センターで処理する旨を訂正のうえ明記をお願いしたい。</p>	<p>機構の組織規程では、受付を年金事務所で、審査・入力を事務センターで行うこととなっているため、入力は原則事務センターで行うこととなります。</p>
2	<p>(事務処理概要への追記についての意見 2) 成年後見人については、法的な問題が絡む案件のため、新システム導入後、処理手続きに関係する相談を行う場合、その相談先は本部のどこの部署になるのか、明記をお願いしたい。</p>	<p>成年後見人事務の相談先は、本部業務管理部業務調整グループとなります。</p>
3	<p>(事務処理概要への追記についての意見 3) 「6. よくある質問」に、「後見人等を届け出たあとに、受給権者ご本人(委任を含む)が届出をすることの可否」について明記をお願いしたい。</p>	<p>後見人等が選任されている間に受給権者本人が行った法律行為は、取り消し得る行為となります。よって、受給権者本人から届出があった場合は、後見人等に連絡をとった上で、後見人等が解任されていない状態であれば、後見人等からの再提出を促してください。 後見人等が選任され、財産管理に関する代理権が付与されている間は、受給権者の署名だけでは届出ができず、後見人等の署名・押印が必要となります。 上記内容については、改訂後のマニュアルに記載します。</p>
4	<p>(事務処理概要への追記についての意見 4) 年金給付の届出ができる後見人等の種類に表記されている成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人・未成年後見人・財産管理人と思われませんが、これら以外の任意後見受任者でのフリガナ変更されている場合がありますが、その場合、何か取扱いに注意することがあれば事例として明記をお願いしたい。</p>	<p>任意後見受任者は、受給権者本人に代わって財産管理ができる人に該当しません。任意後見監督人が選任され、任意後見人となった段階ではじめて届出ができます。 取扱に注意する事例については、整理した上でマニュアル改訂時に別途お示しします。</p>

【九州ブロック本部】

項番	意見	回答
5	<p>(事務処理概要への追記についての意見 5) 指示・依頼の28ページの変更申出書に添付する添付書類についてですが「審判書の謄本(写し可)」(※審判確定書は無効です)とありますが、年金相談マニュアル(来訪編)の28ページでは相談時の確認書類として「審判書(写しも可)+確定証明書」とあります。提出時では確定証明書は不要(無効書類)として、他方、相談時には確定証明書も必要というのには両者に齟齬があり、内容的に統一しないと窓口トラブルにつながる恐れがあるのではないのでしょうか。マニュアルの齟齬の明確化と、事務処理概要の文言の整理をお願いしたい。</p>	<p>変更申出書に添付する証明書類について、現在「審判書の謄本(写し可)」としているところを、「審判書の謄本(写し可)及び審判の確定証明書」に訂正します。マニュアル改訂時にお示ししますので、当面は現行通り取り扱ってください。 後見人等選任の審判は、後見人等が審判書謄本を受け取ってから2週間の間に即時抗告(異議)の申立てがない場合に確定します。後見人等は、審判が確定してはじめて受給権者に代わり財産管理を行うことができる権限を有するため、証明書類は、審判書の謄本(写し可)に加え、審判の確定証明書も必要となります。 なお、審判が確定した後に登記が行われることから、登記事項証明書は、単独で証明書類となります(現行通り)。</p>
6	<p>(事務所受付時の確認について) 事務所の受付のほとんどが添付書類、記入事項、押印等不備の状態センターに送付され、センターからの返戻が多く発生しています。年金事務所での内容点検の徹底が必要と思われ(リーフレット等を事前確認の参考とすれば返戻防止できると思われ)。特に、支払機関・口座名義変更届書については、不備が多いと思われ。事務所受付時の適切な対応の周知が必要と思います。</p>	<p>添付書類、記入事項等については、業務処理マニュアルで確認をお願いします。 事務移管に伴う改訂後の業務処理マニュアルは、別途お示しします。</p>
7	<p>(その他・・・システム上の件) 受給者原簿記録の住所変更をした場合、基礎番(020届書等)画面の住所とリンクするようにシステムの改修をしていただきたい。(被保険者は除く)</p>	<p>現行通り、受給権者(被保険者である場合を除く)の場合は、基020画面にリンクする仕様となっています。</p>

所得状況届(連名簿)等の処理スケジュール



2. 金融機関の新設・合併・店舗名称変更等について

【年金給付部 給付企画グループ】

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更等

(平成 25 年 5 月 1 日 給付情 2013-41) 7 3

金融機関の店舗名称変更等(平成 25 年 6 月 14 日支払から変更)について、お知らせしたものです。

○【情報提供】金融機関の店舗名称変更等

(平成 25 年 6 月 3 日 給付情 2013-56) 8 1

金融機関の店舗名称変更等(平成 25 年 7 月 12 日支払から変更)について、お知らせしたものです。

○【指示・依頼】届書の「預金種別」の確認徹底及び同一支払期分が 4 回目の振込不能となった者への対応

(平成 25 年 6 月 19 日 給付指 2013-79) 8 5

※振込不能となった場合の再振込は、最短でもおおむね半月程かかります。金融機関の統廃合に伴う変更やお客様のご都合による変更など契機は様々ですが、変更届の受付時の審査・確認(金融機関コード・支店コード・預金種別・口座番号)及び入力結果の確認の徹底をお願いします。

平成 25 年 5 月 1 日
給付情 2013 - 41

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更等（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント（内容）

1. 平成25年6月14日支払からの変更となります。
2. 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別紙を参照願います。

照会先 年金給付部 給付企画G
本担当 馬場(秀一)、上林
連絡先 (直通)

銀行等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
0544	中京銀行	101	サカエミツコソプラザ 栄三越プラザ出張所	▷	0544	中京銀行	100	ホンテン 本店営業部	平成25年3月25日
0185	鹿児島銀行	451	ヨシダ 吉田代理店	▷	0185	鹿児島銀行	450	カモウ 蒲生	平成25年3月25日
0185	鹿児島銀行	061	ケダナ 花棚出張所	▷	0185	鹿児島銀行	061	ケダナ けだな	平成25年4月1日
1986	南郷信用金庫	006	キタカ 北方	▷	1986	南郷信用金庫	002	クシマ 串間	平成25年3月25日
1986	南郷信用金庫	003	ホンゾウ 本城	▷	1986	南郷信用金庫	002	クシマ 串間	平成25年3月25日
1552	岡崎信用金庫	098	イオンオガサキ イオン岡崎出張所	▷	1552	岡崎信用金庫	001	ホンテン 本店営業部	平成25年4月1日
1552	岡崎信用金庫	050	サシマ 佐久島出張所	▷	1552	岡崎信用金庫	023	イシキ 一色	平成25年4月1日
0126	東邦銀行	200	コオリヤマ 郡山	▷	0126	東邦銀行	200	コオリヤマ 郡山営業部	平成25年4月1日
0597	八千代銀行	059	アツキ 厚木出張所	▷	0597	八千代銀行	059	アツキ 厚木	平成25年4月1日
0175	四国銀行	204	ハルノ 春野	▷	0175	四国銀行	204	ハルノ 春野代理店	平成25年4月1日
0585	長崎銀行	160	ナガサキエキマエ 長崎駅前	▷	0585	長崎銀行	100	ホンテン 本店営業部	平成25年4月1日
0585	長崎銀行	110	ドウザマチ 銅座町	▷	0585	長崎銀行	100	ホンテン 本店営業部	平成25年4月1日
0150	スルガ銀行	722	シスオカゲツチ 静岡上土	▷	0150	スルガ銀行	722	ヒガシシスオカ 東静岡	平成25年4月12日

農協等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
8457	愛媛たいき農協	008	柳沢出張所	▷	8457	愛媛たいき農協	009	新谷支所	平成25年3月25日
8457	愛媛たいき農協	062	豊茂出張所	▷	8457	愛媛たいき農協	063	大和支所	平成25年3月25日
4652	佐波伊勢崎農協	005	もろ	▷	4652	佐波伊勢崎農協	005	中央	平成25年3月25日
8134	周南農協	002	久米支所	▷	8134	周南農協	002	徳山東	平成25年3月25日
8134	周南農協	020	榑浜支所	▷	8134	周南農協	002	徳山東	平成25年3月25日
3145	北石狩農協	004	浜益支所	▷	3145	北石狩農協	003	厚田支所	平成25年3月25日
4296	かしまなだ農協	001	本店	▷	4296	ほこた農協	001	本店	平成25年4月1日
4296	かしまなだ農協	003	北	▷	4296	ほこた農協	003	北	平成25年4月1日
4296	かしまなだ農協	006	大洋	▷	4296	ほこた農協	006	大洋	平成25年4月1日
6631	桑名農協	001	城南	▷	6649	三重北農協	071	城南	平成25年4月1日
6631	桑名農協	002	桑部	▷	6649	三重北農協	072	桑部	平成25年4月1日
6631	桑名農協	003	久米	▷	6649	三重北農協	073	久米	平成25年4月1日
6631	桑名農協	004	七和	▷	6649	三重北農協	074	七和	平成25年4月1日
6631	桑名農協	005	在良	▷	6649	三重北農協	075	在良	平成25年4月1日
6631	桑名農協	006	桑名	▷	6649	三重北農協	076	桑名	平成25年4月1日
6631	桑名農協	007	播磨	▷	6649	三重北農協	077	播磨	平成25年4月1日
6631	桑名農協	008	深谷	▷	6649	三重北農協	078	深谷	平成25年4月1日
6631	桑名農協	010	木曾岬	▷	6649	三重北農協	079	木曾岬	平成25年4月1日
6631	桑名農協	011	多度	▷	6649	三重北農協	080	多度	平成25年4月1日
6631	桑名農協	100	本店	▷	6649	三重北農協	076	桑名	平成25年4月1日
6633	三重長島農協	001	伊曾島支所	▷	6649	三重北農協	082	伊曾島	平成25年4月1日

農協等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称		コード	金融機関名称	コード	店舗名称	
6633	三重長島農協	100	ホンヨ 本所	▷	6649	三重北農協	081	カガシマ 長島	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	001	ウホイ 梅戸井	▷	6649	三重北農協	083	ウホイ 梅戸井	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	003	イシグレ 石樽	▷	6649	三重北農協	084	イシグレ 石樽	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	006	シロセ 白瀬	▷	6649	三重北農協	085	シロセ 白瀬	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	008	ナカザト 中里	▷	6649	三重北農協	086	ナカザト 中里	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	010	ハツタ 治田	▷	6649	三重北農協	087	ハツタ 治田	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	011	アゲキ 阿下喜	▷	6649	三重北農協	088	アゲキ 阿下喜	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	012	トヤシロ 十社	▷	6649	三重北農協	089	トヤシロ 十社	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	014	ヤマザト 山郷	▷	6649	三重北農協	090	ヤマザト 山郷	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	016	カサダ 笠田	▷	6649	三重北農協	091	カサダ 笠田	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	018	オイスミ 大泉	▷	6649	三重北農協	092	オイスミ 大泉	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	020	サンワ 三和	▷	6649	三重北農協	093	サンワ 三和	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	022	カンダ 神田	▷	6649	三重北農協	094	カンダ 神田	平成25年4月1日
6636	みえいなべ農協	100	ホンテン 本店	▷	6649	三重北農協	084	イシグレ 石樽	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	001	ミエ 三重	▷	6649	三重北農協	001	ミエ 三重	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	002	オヤチ 大矢知	▷	6649	三重北農協	002	オヤチ 大矢知	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	003	ヤサト 八郷	▷	6649	三重北農協	003	ヤサト 八郷	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	004	シモノ 下野	▷	6649	三重北農協	004	シモノ 下野	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	005	カイゾウ 海蔵	▷	6649	三重北農協	005	カイゾウ 海蔵	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	006	ハツ 羽津	▷	6649	三重北農協	006	ハツ 羽津	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	007	アサケ 朝明	▷	6649	三重北農協	007	アサケ 朝明	平成25年4月1日

農協等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称		コード	金融機関名称	コード	店舗名称	
6649	三重四日市農協	008	カワシマ 川島	▷	6649	三重北農協	008	カワシマ 川島	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	009	カンザキ 神前	▷	6649	三重北農協	009	カンザキ 神前	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	010	サクラ 桜	▷	6649	三重北農協	010	サクラ 桜	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	011	アガタ 県	▷	6649	三重北農協	011	アガタ 県	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	012	ホソ 保々	▷	6649	三重北農協	012	ホソ 保々	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	013	カワラタ 河原田	▷	6649	三重北農協	013	カワラタ 河原田	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	014	オヤマタ 小山田	▷	6649	三重北農協	014	オヤマタ 小山田	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	015	スイザワ 水沢	▷	6649	三重北農協	015	スイザワ 水沢	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	016	ヨコウ 四郷	▷	6649	三重北農協	016	ヨコウ 四郷	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	017	ウツハ 内部	▷	6649	三重北農協	017	ウツハ 内部	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	018	ヒナガ 日永	▷	6649	三重北農協	018	ヒナガ 日永	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	020	トキワ 常磐	▷	6649	三重北農協	020	トキワ 常磐	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	022	オビラ 尾平	▷	6649	三重北農協	022	オビラ 尾平	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	026	カコエ 川越	▷	6649	三重北農協	026	カコエ 川越	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	027	アサヒ 朝日	▷	6649	三重北農協	027	アサヒ 朝日	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	028	コモノ 菰野	▷	6649	三重北農協	028	コモノ 菰野	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	029	ウカワラ 鶺鴒川原	▷	6649	三重北農協	029	ウカワラ 鶺鴒川原	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	030	チクサ 千種	▷	6649	三重北農協	030	チクサ 千種	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	031	タナガ 竹永	▷	6649	三重北農協	031	タナガ 竹永	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	032	アサガ 朝上	▷	6649	三重北農協	032	アサガ 朝上	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	033	キタス 北楠	▷	6649	三重北農協	033	キタス 北楠	平成25年4月1日

農協等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称		コード	金融機関名称	コード	店舗名称	
6649	三重四日市農協	034	ミミクス 南楠	▷	6649	三重北農協	034	ミミクス 南楠	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	035	シオハマ 塩浜	▷	6649	三重北農協	035	シオハマ 塩浜	平成25年4月1日
6649	三重四日市農協	100	ホンテン 本店	▷	6649	三重北農協	100	ホンテン 本店	平成25年4月1日
9184	都城農協	013	イヨシ 祝吉支所	▷	9184	都城農協	013	イヨシ 祝吉	平成25年4月1日
9184	都城農協	014	オキス 沖水支所	▷	9184	都城農協	014	オキス 沖水	平成25年4月1日
7913	呉農協	144	カハラ 田原	▷	7913	呉農協	144	オドニシ 音戸西	平成25年4月1日
8371	香川豊南農協	100	ホンヨ 本所	▷	8332	香川県農協	801	オノハラ 大野原	平成25年4月1日
8371	香川豊南農協	101	オノハラ 大野原支所	▷	8332	香川県農協	801	オノハラ 大野原	平成25年4月1日
8371	香川豊南農協	102	キ 紀伊支所	▷	8332	香川県農協	802	キ 紀伊	平成25年4月1日
8371	香川豊南農協	103	ハキハラ 萩原支所	▷	8332	香川県農協	803	ハキハラ 萩原	平成25年4月1日
8371	香川豊南農協	104	ゴウ 五郷支所	▷	8332	香川県農協	804	ゴウ 五郷	平成25年4月1日
8371	香川豊南農協	105	ワダ 和田支所	▷	8332	香川県農協	805	ワダ 和田	平成25年4月1日
8727	福岡みやこ農協	002	ナガオ 長峽支所	▷	8730	福岡京築農協	102	ナガオ 長峽	平成25年4月1日
8727	福岡みやこ農協	003	チユウキョウ 中京支所	▷	8730	福岡京築農協	103	チユウキョウ 中京	平成25年4月1日
8727	福岡みやこ農協	005	ユクハシチユウオウ 行橋中央支所	▷	8730	福岡京築農協	105	ユクハシチユウオウ 行橋中央	平成25年4月1日
8727	福岡みやこ農協	008	ユクハシナミ 行橋南支所	▷	8730	福岡京築農協	108	ユクハシナミ 行橋南	平成25年4月1日
8727	福岡みやこ農協	010	ホンヨ 本所	▷	8730	福岡京築農協	110	ニシキヤ 西宮市	平成25年4月1日
8727	福岡みやこ農協	011	カンダ 苅田支所	▷	8730	福岡京築農協	111	カンダ 苅田	平成25年4月1日
8727	福岡みやこ農協	021	トツ 豊津支所	▷	8730	福岡京築農協	121	トツ 豊津	平成25年4月1日
8727	福岡みやこ農協	031	サイガワ 犀川支所	▷	8730	福岡京築農協	131	サイガワ 犀川	平成25年4月1日
8727	福岡みやこ農協	033	イハラ 伊良原支所	▷	8730	福岡京築農協	133	イハラ 伊良原	平成25年4月1日

農協等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
8727	福岡みやこ農協	041	カツヤマ 勝山支所	▷	8730	福岡京築農協	141 勝山	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	001	ツイキ 築城支所	▷	8730	福岡京築農協	001 築城	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	002	シモキイ 下城井支所	▷	8730	福岡京築農協	002 下城井	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	003	カキイ 上城井支所	▷	8730	福岡京築農協	003 上城井	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	004	シイダ 椎田支所	▷	8730	福岡京築農協	004 椎田	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	009	セイブ 西部支所	▷	8730	福岡京築農協	009 豊前西部	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	012	チユウオウ 中央支所	▷	8730	福岡京築農協	012 豊前中央	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	013	ミカド 三毛門支所	▷	8730	福岡京築農協	013 三毛門	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	015	ナンブ 南部支所	▷	8730	福岡京築農協	015 豊前南部	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	019	ヨシミ 吉富支所	▷	8730	福岡京築農協	019 吉富	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	021	チホウ 築東支所	▷	8730	福岡京築農協	021 築東	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	023	トウバル 唐原支所	▷	8730	福岡京築農協	023 唐原	平成25年4月1日	
8730	福岡豊築農協	100	ホンショ 本所	▷	8730	福岡京築農協	100 本店	平成25年4月1日	
4792	ちちぶ農協	091	リウガ 両神	▷	4792	ちちぶ農協	081 小鹿野	平成25年4月15日	
5877	みな穂農協	022	コヤマ 横山	▷	5877	みな穂農協	029 中央	平成25年4月15日	
5877	みな穂農協	023	クスキヤマ 桐山	▷	5877	みな穂農協	029 中央	平成25年4月15日	
5877	みな穂農協	028	ウエハラ 上原	▷	5877	みな穂農協	029 中央	平成25年4月15日	
5877	みな穂農協	029	ニウセン 入善	▷	5877	みな穂農協	029 中央	平成25年4月15日	
5877	みな穂農協	024	アラヤ 新屋	▷	5877	みな穂農協	024 南部	平成25年4月15日	
5877	みな穂農協	025	コスリ 小摺戸	▷	5877	みな穂農協	024 南部	平成25年4月15日	
5877	みな穂農協	030	ノゾウ 野中	▷	5877	みな穂農協	024 南部	平成25年4月15日	

農協等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称		コード	金融機関名称	コード	店舗名称	
5877	みな穂農協	031	ファミ 舟見	▷	5877	みな穂農協	024	ナンブ 南部	平成25年4月15日
5877	みな穂農協	026	イノ 飯野	▷	5877	みな穂農協	026	セイブ 西部	平成25年4月15日
5877	みな穂農協	027	アキ 青木	▷	5877	みな穂農協	026	セイブ 西部	平成25年4月15日
4445	宇都宮農協	017	ハグロ 羽黒支所	▷	4445	宇都宮農協	017	がかり 上河内支所	平成25年4月15日
4445	宇都宮農協	018	キヌマ 絹島支所	▷	4445	宇都宮農協	017	がかり 上河内支所	平成25年4月15日
3932	山形農協	014	テウ 出羽	▷	3932	山形農協	017	テンジン 天神	平成25年4月15日
3932	山形農協	015	メイジ 明治	▷	3932	山形農協	017	テンジン 天神	平成25年4月15日
3932	山形農協	017	オホ 大郷	▷	3932	山形農協	017	テンジン 天神	平成25年4月15日
6377	大井川農協	234	ヤグス 八楠	▷	6377	大井川農協	233	オムラ 大村	平成25年4月15日
7164	大阪中河内農協	007	カイ 亀井	▷	7164	大阪中河内農協	013	キウホウジ 久宝寺	平成25年4月15日
4632	利根沼田農協	007	シラサカ 白沢	▷	4632	利根沼田農協	010	トウブ 東部	平成25年4月15日
4632	利根沼田農協	010	カワハ 川場	▷	4632	利根沼田農協	010	トウブ 東部	平成25年4月15日

平成25年6月3日
 給付情2013-56

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更等（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部		事務センター					年金事務所							
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
						<input type="checkbox"/>											

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	<input checked="" type="checkbox"/>			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント（内容）

- 平成25年7月12日支払からの変更となります。
- 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別紙を参照願います。

照会先 年金給付部 給付企画G
 本部担当 馬場(秀一)、上林
 連絡先 (直通)

銀行等

旧				新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称	
0146	北國銀行	149	ナカハシ 中橋	▷	0146	北國銀行	113 カナザワチユウオウ 金沢中央	平成25年5月20日
0150	スルガ銀行	658	フジシヤクシヨマエ 富士市役所前出張所	▷	0150	スルガ銀行	655 フジヨシワラ 富士吉原	平成25年4月22日
0162	南都銀行	705	ケイハンナブラザ けいはんなプラザ	▷	0162	南都銀行	705 ケイハンナブラザ けいはんなプラザ出張所	平成25年5月13日
0162	南都銀行	115	エイジヨウニシ 平城西	▷	0162	南都銀行	115 エイジヨウニシ 平城西出張所	平成25年5月13日
0162	南都銀行	548	ヘクリキタ 平群北	▷	0162	南都銀行	548 ヘクリキタ 平群北出張所	平成25年5月13日
0170	山口銀行	076	オオハタケ 大島	▷	0170	山口銀行	192 ヤナミナミ 柳井南	平成25年5月20日
0175	四国銀行	128	ロクセンジ 六泉寺出張所	▷	0175	四国銀行	115 ウシオエミナミ 潮江南	平成25年4月22日
0185	鹿児島銀行	701	イシハシ 石橋出張所	▷	0185	鹿児島銀行	700 オオシマ 大島	平成25年4月22日
0190	西日本シティ銀行	284	ツシマ 対馬	▷	0190	西日本シティ銀行	010 ホンテン 本店営業部	平成25年4月22日
0190	西日本シティ銀行	440	マツヤマ 松山	▷	0190	西日本シティ銀行	420 ヒロシマ 広島	平成25年4月22日
0534	富山第一銀行	040	イオンエビー イオンFB	▷	0534	富山第一銀行	041 カカ 高岡	平成25年5月20日
0569	もみじ銀行	348	テシロ 手城出張所	▷	0569	もみじ銀行	828 フクヤマヒガシ 福山東	平成25年4月22日
1204	桐生信用金庫	032	タムラヒガシ 玉村東	▷	1204	桐生信用金庫	030 タムラ 玉村	平成25年5月7日
1470	福井信用金庫	014	サイワイチヨウ 幸町	▷	1470	福井信用金庫	202 シンメイ 神明	平成25年5月13日
				▷	0121	荘内銀行	209 ヨシオカ 吉岡	店舗新設 平成25年6月17日
				▷	1250	埼玉縣信用金庫	122 カワグチアサヒ 川口朝日	店舗新設 平成25年5月27日

農協等

旧					新				実施時期(年月日)
コード	金融機関名称	コード	店舗名称		コード	金融機関名称	コード	店舗名称	
5039	秋川農協	004	ニアキル 西秋留	▷	5039	秋川農協	001	ホテン 本店	平成25年5月13日
6012	白山農協	008	クヤマ 蔵山	▷	6012	白山農協	003	ツルギ つるぎ	平成25年5月13日
6012	白山農協	004	タハタ 館畑	▷	6012	白山農協	003	ツルギ つるぎ	平成25年5月13日
6012	白山農協	003	ハヤシ 林	▷	6012	白山農協	003	ツルギ つるぎ	平成25年5月13日
7532	わかやま農協	034	カワナガ 川永	▷	7532	わかやま農協	035	カワナベ かななべ	平成25年5月13日
7532	わかやま農協	035	ヤマグチ 山口	▷	7532	わかやま農協	035	カワナベ かななべ	平成25年5月13日
7576	紀南農協	002	アキツ 秋津支所	▷	7576	紀南農協	001	チュウオウ 中央支所	平成25年4月30日
7576	紀南農協	001	イナリ 稲成支所	▷	7576	紀南農協	001	チュウオウ 中央支所	平成25年4月30日
7576	紀南農協	003	マロ 万呂支所	▷	7576	紀南農協	001	チュウオウ 中央支所	平成25年4月30日
8664	三猪町農協	003	イヌツカ 犬塚支所	▷	8664	三猪町農協	010	ホンソ 本所	平成25年4月30日
8664	三猪町農協	001	ニシムタ 西牟田支所	▷	8664	三猪町農協	010	ホンソ 本所	平成25年4月30日
8664	三猪町農協	002	ミスマ 三猪支所	▷	8664	三猪町農協	010	ホンソ 本所	平成25年4月30日
8762	佐賀県農協	722	オオウラ 大浦支所	▷	8762	佐賀県農協	722	オオウラ 大浦出張所	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	712	オオマチ 大町支所	▷	8762	佐賀県農協	712	オオマチ 大町出張所	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	714	カシマチユウオウ 鹿島中央支所	▷	8762	佐賀県農協	714	カシマ 鹿島支所	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	716	ハママチ 浜町支所	▷	8762	佐賀県農協	714	カシマ 鹿島支所	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	717	キタシマ 北鹿島支所	▷	8762	佐賀県農協	714	カシマ 鹿島支所	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	719	フルエダ 古枝支所	▷	8762	佐賀県農協	714	カシマ 鹿島支所	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	706	ヒガシカワホリ 東川登支所	▷	8762	佐賀県農協	706	カワホリ 川登支所	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	705	ニシカワホリ 西川登支所	▷	8762	佐賀県農協	706	カワホリ 川登支所	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	713	コウホク 江北支所	▷	8762	佐賀県農協	713	キシマ 杵島支所	平成25年5月13日

【別紙】

農協等

旧				新				実施時期(年月日)	
コード	金融機関名称	コード	店舗名称	コード	金融機関名称	コード	店舗名称		
8762	佐賀県農協	724	久間支所 クマ	▷	8762	佐賀県農協	725	塩田支所 シオタ	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	723	五町田支所 ゴチヨウダ	▷	8762	佐賀県農協	725	塩田支所 シオタ	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	709	住吉支所 スミヨシ	▷	8762	佐賀県農協	708	山内支所 ヤマウチ	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	704	武内支所 タケウチ	▷	8762	佐賀県農協	704	武雄北支所 タケオキタ	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	703	若木支所 ワカキ	▷	8762	佐賀県農協	704	武雄北支所 タケオキタ	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	721	多良支所 タラ	▷	8762	佐賀県農協	721	たら支所 タラ	平成25年5月13日
8762	佐賀県農協	727	吉田支所 ヨシダ	▷	8762	佐賀県農協	726	嬉野支所 ウレシノ	平成25年5月13日
9234	グリーン鹿児島農協	116	清見 キミ	▷	9234	グリーン鹿児島農協	114	谷山 タニヤマ	平成25年5月13日
9452	岩手県信漁連	160	釜石湾 カマイシワン	▷	9452	岩手県信漁連	160	釜石 カマイシ	平成25年5月13日
9452	岩手県信漁連	180	釜石東部 カマイシトウブ	▷	9452	岩手県信漁連	160	釜石 カマイシ	平成25年5月13日
9453	宮城県漁協	640	七ヶ浜支所 シチガハマ	▷	9453	宮城県漁協	004	塩釜総合支所 シオカマソウコウ	平成25年5月13日

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

届書の「預金種別」の確認徹底及び同一支払期分が4回目の振込不能となった者への対応（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎		△	○		△			◎			△					◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部

年金相談部、基幹システム開発部、業務管理部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨

- 平成24年12月21日【給付指2012-261】「全銀システム更改に合わせた年金振込事務の改善に伴う年金相談対応時等の留意点」（指示・依頼）により、預金種別コードに当座預金「2」が追加されたところですが、その確認等の事務処理の確実な実施をお願いします。
- 支払記録の振込不能経過表示が700（再々々振込不能を指す。以下「700」という。）となった年金受給者等の再振込の事務処理等をお示しするとともに対応をお願いします。

ポイント（内容）

1. 届書の受付・審査における「預金種別」の確認徹底

振込不能の発生等を防止するため、預金種別コードの入力処理を要する年金請求書・未支給年金請求書等の届書（以下「届書等」という。）の預金種別欄については、平成25年1月支払分から預金種別（普通：1、当座：2）を設定していますので、預金通帳等の確認及び届書等への記入の確実な実施をお願いします。

2. 同一支払期分が4回目の振込不能となった者への対応

○ 年金給付等の支払いが振込不能となった場合、本部において、年金受給者等に照会の上、再振込を行っているところですが、無回答者等について、振込不能が繰り返される場合があります。

4回目の振込不能（支払記録画面上、700）となった場合、以後の再振込のオンライン処理ができないため、再振込できない事象が発生しています。（年間数件程発生）

上記事象に伴う再振込事務は、本部において、特別処理により対応することとしました。

対象者の支払記録画面は、700の次の振込不能経過表示701（振込取消）を表示することとします。

※ 具体的な処理の流れは、【別添1】をご参照ください。

○ 本件事務処理は、本部から対象となるお客様に照会票等を送付し、本部宛て返送（返信用封筒同封）していただくこととしています。

ただし、お客様から年金事務所等に照会がある場合、【別添2】、【別添3】をご参照の上、お客様対応並びに入力処理又は本部への進達をお願いします。

照会先

本部年金給付部給付企画G

担当 馬場（秀）、山村、^{かんばやし}上林

連絡先

（直通）

審査担当チェック欄 ■

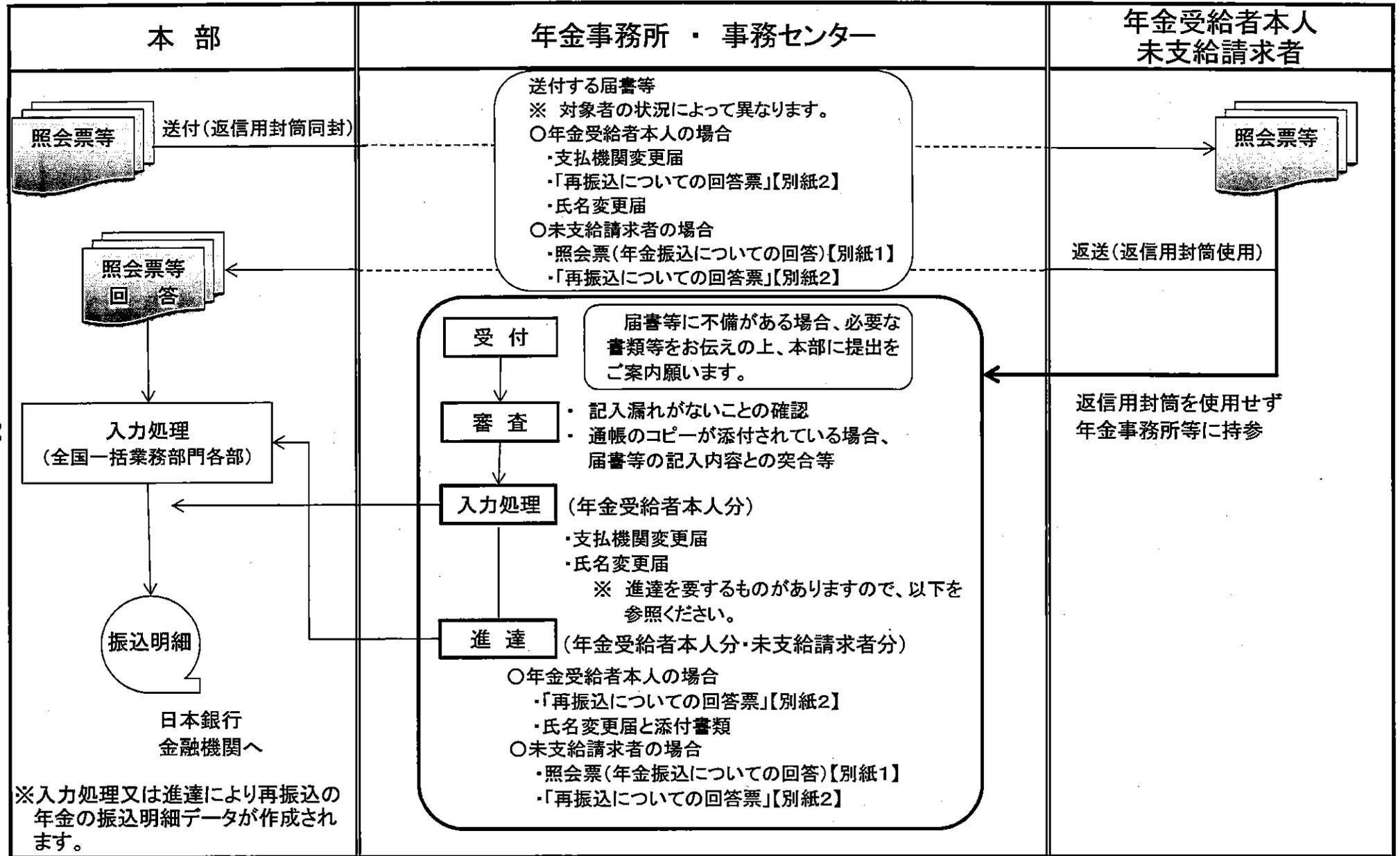
○年金事務所・事務センターにおける対応

お客様から再振込に必要な届書等が年金事務所等に届出された場合、下表のとおり、対応をお願いします。

※ 届書等の受付・審査の際、届書等に不備がある場合

窓口端末より受給権者原簿等を確認の上、必要な書類及び確認事項をお伝えいただき、本部に提出をご案内願います。必要に応じて、本部（全国一括業務部門各部）にお問い合わせください。

	変更項目	対象者別の対応	
		年金受給者本人	未支給請求者
氏名（カナ）以外の訂正	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関名 支店名 預貯金種別 口座番号 	<ul style="list-style-type: none"> ●「支払機関変更」の<input type="checkbox"/>入力処理 <ul style="list-style-type: none"> ※ 入力処理により自動的に支払保留が解除されるため、進達不要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○照会票（年金振込についての回答）【別紙1】の進達 <ul style="list-style-type: none"> ※ 様式第127号-2【その他用】は添付不要です。 ※ 照会票の余白に「701」と朱書きしています。
氏名（カナ）の訂正	・金融機関の氏名（カナ）	<ul style="list-style-type: none"> ○「再振込についての回答票」【別紙2】の進達 <ul style="list-style-type: none"> 様式第127号-2【その他用】の8. その他の欄に「701対象者、支払保留解除の依頼」と朱書きの上、【別紙2】の回答票及び通帳のコピー（変更内容が確認できる箇所の写し）を添付してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「再振込についての回答票」【別紙2】の進達 <ul style="list-style-type: none"> 様式第127号-2【その他用】の8. その他の欄に「701対象者、未支給追加支払の依頼」と朱書きの上、【別紙2】の回答票及び通帳のコピー（変更内容が確認できる箇所の写し）を添付してください。
	・オンライン収録の氏名（カナ）	<ul style="list-style-type: none"> 「氏名変更届」の<input type="checkbox"/>入力処理及び進達 <ul style="list-style-type: none"> ●<input type="checkbox"/>入力処理 <ul style="list-style-type: none"> ※ 変更後の年金証書は、年金事務所等より発送願います。 ○<input type="checkbox"/>進達 <ul style="list-style-type: none"> 様式第127号-2【その他用】の8. その他に「701対象者、支払保留解除の依頼」と朱書きの上、入力処理後の氏名変更届と添付書類のそれぞれの写しを添付してください。 	



〈表面〉

年金の振込についての照会

平成 年 月 日支払分の年金について、あなた様ご希望された
 銀行 支店
 金庫 本所 の
 支所
 口座番号 号に振込手続をいたしました。下記の理由により振込でき
 ませんでした。

再振込の手続きをいたしま
 すので、お早めに「年金の
 振込についての回答」を記
 入し、ご提出ください。

様 振込ができなかった理由
 (理由の説明は、裏面をご覧ください)

カナ氏名

日本年金機構

40

年金の振込についての回答

「701」

平成 年 月 日提出

※ 年金証書の 通帳年金番号・年金コード		※ 生年月日		年 月 日	
受 取 機 関	金融機関	口座名義(カナ)		金融機関コード	支店コード
	フリガナ	フリガナ		預金種別	預金口座の口座番号
	フリガナ	1. 信 証 3. 農 協 2. 漁 協 4. 信 漁 連		1. 普通 2. 当 座	本 店 支 店 出 張 所 所 属 支 店 本 支 本 支
ゆづり銀行	支払局コード	貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明	
※	※	記号(左詰めでご記入ください)	番号(右詰めでご記入ください)	口座名義を必ず確認してください	
印					
貯蓄口座への振込はできません					

フリガナ	
氏 名 (未支給請求者)	印

【電話番号() - ()】

○※印欄は記入しないでください。
 ○受給権者(未支給請求者)の名義とされて
 いる預貯金通帳の口座番号等を記入し、
 受取機関の証明を受けてください。

〈裏面〉

年金の振込についての照会

- この照会は年金の振込ができなかったことにより、再度振込先の確認を行うものです。
- この届出をご提出していただけない場合、年金のお支払ができませんので、ご注意ください。
- 再振込まで、期間を要しますので速やかにご提出ください。
- 受給権者(未支給請求者)が亡くなられた場合は、この照会についての回答は必要ありません。
 なお、新たな未支給請求の手続きについては、お近くの年金事務所等へご相談ください。

【振込ができなかった理由】

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 2. 該当店舗なきため | 7. 口座が解約されているため |
| 3. 該当口座なきため | 8. 受取人がお亡くなりになられていると思われるため |
| 4. 口座名義が相違しているため | 9. その他 |
| 5. 預金者都合のため | |
| 6. 振込依頼人都合のため | |

【記入上の注意事項】

- 受給権者(未支給請求者)が自ら署名する場合には、受給権者(未支給請求者)の押印は不要です。
- フリガナはカタカナではっきりと記入してください。
- あなた様のプライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、
 同封の目隠しシールを裏面(宛名面でない面)に貼ってください。

※ご不明な点がありましたら、ねんきんダイヤル「0570-05-1165(1P電話・PHS
 03-6700-1165)」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

出 発 人	〒
姓 名	
氏 名	

1302 1018 024

お手数ですが
 50円切手を
 お 貼 り
 ください。

日本年金機構 行

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

168-8505

郵 便 は が き

口座名義人氏名（カナ）が相違する場合

【別紙2】

平成●●年●月●日

【701】

●● ●● 様

基礎年金番号・年金コード

(- -)

日本年金機構
● ● 部

年金の再振込を行うためのご案内

平素から公的年金事業の運営について、ご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成●●年●月の年金のお支払いについて、お届出をいただいていた●●銀行●●支店の口座番号●●●●号へ振込を行いました。●●●●の事由により、振り込むことができませんでした。

つきましては、お客様に年金をお支払いするため、同封の回答票及び年金受取口座の通帳のコピーが必要となりますので、ご確認のうえ、平成●●年●月●日までに同封の返信用封筒にてご返送をお願い申し上げます。

本件にかかるお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【お問い合わせ先】

日本年金機構
●●部●●グループ 担当●●

再振込についての回答票

年金のお支払いを行うため、下記をご記入いただき、年金受取口座の通帳のコピーとともに同封の返信用封筒にてご返送願います。

※ 通帳のコピーは、金融機関名、支店名、預貯金種別、口座番号、口座名義人（カタカナ）が確認できる部分の添付をお願いいたします。

○金融機関に届出されている年金受取口座について、口座名義人氏名（カナ）を変更された場合

⇒以下にご署名願います。

(フリガナ)

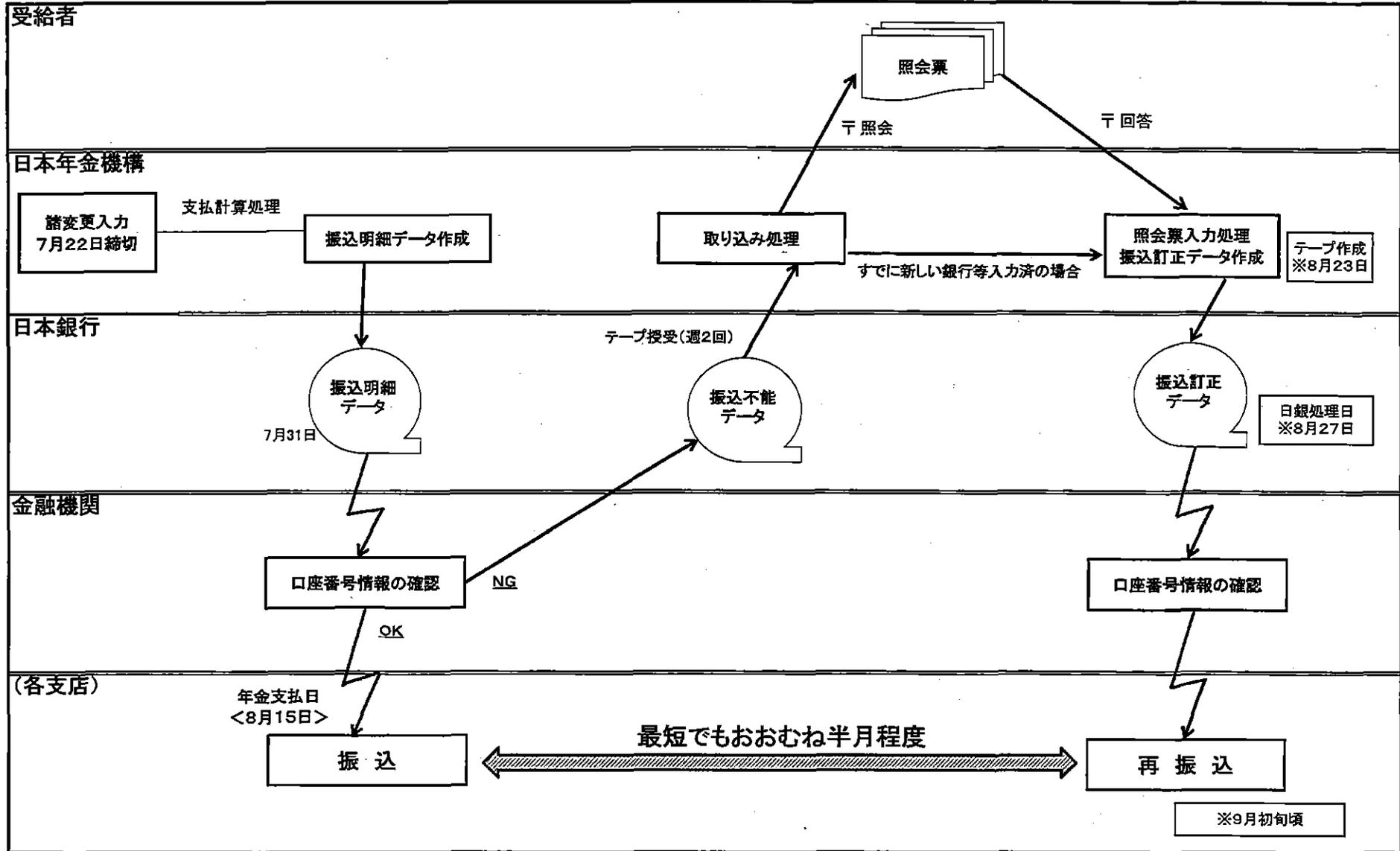
氏名：

電話番号：() - () - ()

【例】年金 太郎様（カナ氏名：ネンキン タロウ）にこの回答票の届出が必要な場合
⇒氏名（カナ）が相違する場合

登録先	日本年金機構	金融機関
氏名（カナ）	ネンキン タロウ	ネンキン タロオ

振込不能となった場合の再振込の流れ(8月定期支払の例)



※最短の日付を表示しています。詳細は業務スケジュールをご参照ください。

3. 総務部からのお知らせ 「掲示物(ポスター)の管理」

【総務部 総務グループ】

○【指示・依頼】 掲示物（ポスター）の台帳管理

(平成 24 年 11 月 14 日 総務指 2012-32 経企指 2012-65)

本部から年金事務所等に掲示をお願いしている掲示物（ポスター）について、広報のポイントを明確にし、年金事務所等の美観を整えるため、掲示を「必須」とする限度枚数を設定するとともに、新たなルールを定めて台帳管理を行うことしたところをお伝えしているところです。

今回は、平成 25 年 6 月 19 日現在の「掲示物管理台帳」を参考までに掲載いたします。

揭示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

平成25年6月19日現在

・・・揭示等期間を終了している揭示物。（平成25年6月19日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で揭示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認ください。

担当部署	揭示物名	揭示開始年月	揭示終了期限	指示・依頼	更新年月	優先順位と揭示枚数			サイズ	管理欄(平成24年12月1日～)	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
経営企画部	船員保険(労災相当分)の請求先変更等に関する周知協力	2010年3月23日	-	平成22年3月23日 経企情2010-16			1		A3		
	移植医療に関する理解を深めていただくための普及啓発用資材の設置等について	2011年12月15日	-	平成23年12月15日 経企指2011-97			1		A3		
	歴史的投資勧誘による被害の未然防止、拡大防止にかかる注意喚起用資材の設置等協力依頼 ※宛先限定 →北関東・信越ブロック本部、南関東ブロック本部及び西ブロック本部管内各年金事務所	2012年12月15日	2013年3月31日	平成24年12月14日 経企指2012-70					A2	2012年12月14日	2012-002
リスク・コンプライアンス部	暴力団排除宣言ステッカー等の揭示	2010年6月1日	-	平成22年5月21日 リコ指2010-59			1		不明		
	暴力団排除宣言ステッカー等の揭示に関する補足	2011年4月1日	-	平成23年4月1日 リコ指2011-71							
	「法令等違反通報窓口」のご案内	2010年6月1日	-	平成22年6月1日 リコ指2010-67			1		A3		
	「法令等違反通報窓口」のご案内の張り替え	2011年3月7日	-	平成23年3月7日 リコ指2011-40							
総務部	日本年金機構個人情報保護管理方針(プライバシーポリシー)(方針第7号)	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条1項			1		A2		
	個人情報保護10か条	2010年1月1日	-	日本年金機構個人情報保護管理規定第3条2項			1		A3		
	日本鉄道共済組合からの協力依頼(情報提供)	2011年11月21日	-	平成23年11月21日 総務情2011-25				1	A3		
	軽装(クールビズ) 励行期間の実施について	2011年5月2日	2011年10月31日	平成23年4月28日 総務指2011-17					指定なし		
		2012年5月7日	2012年10月31日	平成24年4月25日 総務指2012-12							
		2013年5月1日	2013年10月31日	平成25年4月30日 総務指2013-10、サ推指2013-25			1		指定なし	2013年5月1日	2013-004
	軽装(スーパークールビズ) 励行期間の実施	2012年6月11日	2012年10月31日	平成24年6月11日 総務指2012-15					指定なし		
福祉医療機構からの協力依頼(公的年金担保融資のポスター)	2011年8月17日	2012年3月31日	平成23年8月2日 総務情2011-18								
	2011年11月1日	2012年3月31日	平成23年10月25日 総務情2011-24								
	2012年4月2日	2013年3月31日	平成24年7月5日 総務情2012-13					A3			
財務部	年金事務所等の車イスの配備等	2010年6月24日	-	平成22年6月24日 財務指2010-61			1		A3		
人事管理部	日本年金機構平成24年度正規職員募集	2010年12月14日	2011年3月7日	平成22年12月14日 人管指2010-149 平成23年3月7日 人管指2011-16							
	平成23年9月准職員募集	2011年5月19日	2011年6月17日	人管指2011-72							
	平成23年10月准職員募集	2011年6月21日	2011年7月12日	人管指2011-85							
	平成25年4月採用准職員の募集等の対応	2012年12月17日	2013年1月15日	人管指2012-123					A3	2012年12月19日	2012-003
	平成26年度新卒正規職員採用に係る学生等の年金事務所見学会等	2012年12月19日	2013年4月19日	人管指2012-124					B3	2012年12月19日	2012-004
平成25年7月准職員募集	2013年4月3日	2013年4月23日	人管指2013-47				1	A3	2013年4月11日	2013-003	
労務管理部	全国労働衛生週間における取組み	2011年10月1日	2011年10月7日	平成23年9月22日 労管指2011-90							
事業企画部	「消えた年金」問題年金記録の回復が早くなります	2010年4月30日	-	平成22年04月30日 事企指2010-36			1		A2		
	「社労士会復興支援ポスター」の周知に係るポスター	2011年4月18日	2011年9月30日	平成23年4月14日 事企指2011-37							
	中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等支給のための一時金の時効失権防止対策への協力依頼	2011年11月30日	2012年12月31日	平成23年11月30日 事企指2011-119					A2		
持権者等に対する裁定請求の手続きに係る情報提供及び住所変更情報等の把握に関する実施要領	2013年4月1日	2014年3月31日(予定、別途指示)	平成25年3月28日 事企指2013-29			1		A2 又はA3	2013年3月28日	2013-002	

揭示物管理台帳（本部からの指示依頼分）

別紙1

平成25年6月19日現在

・・・揭示等期間を終了している揭示物。（平成25年6月19日現在）

※「優先」「任意」に限り年金事務所等の判断で揭示物のサイズダウンを可能とする。その際、お客様からの「見やすさ」を考慮する。

管理台帳更新状況は管理欄の白抜き部分を確認してください。

担当部署	揭示物名	揭示開始年月	揭示終了期限	指示-依頼	更新年月	優先順位と揭示枚数			サイズ	管理欄（平成24年12月1日～）	
						必須	優先※	任意※		受領日	管理番号
品質管理部	現金詐取の注意喚起	2010年9月10日	2012年5月31日	平成22年09月10日 品管情2010-43、 リコ情2010-5、広報情2010-7							
	現金を詐取する不審な電話や訪問者への注意喚起	2012年5月23日	-	平成23年5月23日 品管情2012-48、 リコ情2012-17、広報情2012-4			1	A3			
品質管理部 国民年金部 厚生年金保険部 年金給付部	国民年金保険料の免除及び社会保険料の納期限の延長にかかるお知らせ並びに国民年金・厚生年金のお支払いについてのお知らせ(広報用リーフレット)の揭示等	2011年4月1日	2012年4月30日	平成23年4月1日 品管指2011-46							
厚生年金保険部	平成24年度の被扶養者の再確認業務に係る広報(情報提供)	2012年2月15日	-	平成24年2月15日 厚年情2012-23			1	A3			
国民年金部	年末年始の保険料電子納付について(お知らせ)	2010年12月1日	2011年1月4日	平成22年12月17日 国年指2010-510							
	国民年金保険料後納制度の実施に伴う周知用ポスターの配付	2012年8月7日	2015年9月30日	平成24年7月27日 国年指2012-268		1		A2			
	国民年金保険料収納事業(市場化テスト)及び納付案内・勧奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備	2012年10月1日	-	平成24年9月20日 国年指2012-341		1		A3			
	国民年金保険料収納事業(市場化テスト)及び納付案内・勧奨事業に係る平成24年10月開始に向けた準備②	2013年1月23日	-	平成25年1月23日 国年指2013-33							
	学生・卒業生等への学生納付特別勧奨用ポスターの配付	2012年10月31日	-	平成24年10月23日 国年指2012-391		1		A2			
	「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴うチラシ・ポスター等の取扱い	2013年7月1日	-	平成25年6月19日 国年2013-221		1		A2	2013年6月19日	2013-006	
国民年金部 専業企画部 給付指導部 年金相談部	年金確保支援法のQ&A等の差し替え	2012年1月31日	2013年6月19日	平成24年1月31日 国年指2012-21、専企指2012-11、給付指2012-14、年指2012-7				A3			
年金給付部	選任特別加算法周知のためのパンフレットについて	2010年4月28日	-	平成22年4月28日 給付指2010-80			1	A3			
	退職一時金返還に係るポスター等の配布	2010年10月19日	-	平成22年10月19日 給付指2010-201			1	A3			
	「年金の請求をお忘れではありませんか？」ポスター	2010年10月18日	2013年3月31日	平成22年10月18日 給付指2010-200				A2			
	障害年金加算改善法周知用ポスター	2011年4月15日	2012年3月31日	平成23年4月15日 給付指2011-114							
合計							25	7	6		

編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

TEL. 
